

17. 経済団体等への依頼文書

①2018年6月4日付け依頼文書

G 20 協 第 46 号
2018 年 6 月 4 日

公益社団法人関西経済連合会 }
大阪商工会議所 } 会員企業様各位
一般社団法人関西経済同友会 }

2019 年 G20 大阪サミット関西推進協力協議会

会長	大阪府知事	松井 一郎
会長代行	大阪市長	吉村 洋文
副会長	関西広域連合長	井戸 敏三
同	公益社団法人関西経済連合会会長	松本 正義
同	大阪商工会議所会頭	尾崎 裕
同	一般社団法人関西経済同友会代表幹事	黒田 章裕
同	同	池田 博之

G 2 0 大阪サミット開催時における各社催事について（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

先般、日本初開催となるG 2 0 大阪サミットが、2 0 1 9 年 6 月 2 8 日～2 9 日の日程で開催されることが閣議了解されました。

G 2 0 大阪サミットは、世界の主要国首脳が一堂に会する日本でこれまで経験したことのない大規模な国際会議であり、大阪・関西を世界にアピールする絶好の機会でもあることから、G 2 0 大阪サミットの成功に向け、オール大阪・関西で、安全・安心の確保、代表団等へのおもてなしに取り組んでいくことが不可欠であると認識しております。

会議開催の前後には、各国首脳や政府要人等が多数来阪・滞在されますが、その際、宿泊先となるホテルの確保や滞在中の警備、移動中の交通規制などにより、府民・企業の皆様に、相当のご不便をおかけする可能性があるとともに、会場となる咲洲や首脳の宿泊ホテルおよびその周辺など場所によっては、会議開催前の一定期間も催事等の開催に支障をきたす場合もありうると考えております。

以上のことから、各位におかれましては、G 2 0 大阪サミットの開催意義をご理解いただきました上で、サミット開催前後を含む上記期間中、株主総会をはじめとする催事の開催等につきましては、会場を予定されているホテル等とご調整いただくなど、ご配慮・ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

【本件に関する問い合わせ先】

2 0 1 9 年 G 2 0 大阪サミット 関西推進協力協議会事務局
TEL 0 6 - 6 2 1 0 - 9 4 0 1 , 9 3 3 9

②2019年2月22日付け依頼文書

G20 協第 414 号
2019 年 2 月 22 日

公益社団法人関西経済連合会 }
大阪商工会議所 } 会員企業様各位
一般社団法人関西経済同友会 }

2019 年 G20 大阪サミット関西推進協力協議会

会長	大阪府知事	松井 一郎
会長代行	大阪市長	吉村 洋文
副会長	関西広域連合長	井戸 敏三
同	公益社団法人関西経済連合会会長	松本 正義
同	大阪商工会議所会頭	尾崎 裕
同	一般社団法人関西経済同友会代表幹事	黒田 章裕
同	同	池田 博之
顧問	大阪府警察本部長	石田 高久

G20 大阪サミット開催時における交通総量 50%削減への協力要請について

立春の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本年 6 月 28 日(金)、29 日(土)に G20 大阪サミットが開催されます。

本サミットには、主要国の首脳など、37 の国や国際機関、報道関係者等約 3 万人の来阪が予想され、経済分野を主要議題として毎年開催される国際会議であり、本年は日本が議長国となり、これまで経験したことのない大規模な国際会議となります。

G20 大阪サミット開催時には、会場となるインテックス大阪周辺、各国首脳等の宿泊先となる大阪市内のホテル周辺、来離日の際に利用が予想される関西国際空港等周辺、これらを結ぶ高速道路や大阪市内の幹線道路を中心に、6 月 27 日(木)から 30 日(日)までの 4 日間において、頻繁かつ長時間にわたる交通規制が予想されており、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、期間中の交通総量を平日通常時の 50%削減を目標としています。

- マイカー利用を自粛し、公共交通機関の利用
- 業務用車両等の運行調整については例えば、
 - ・ 6 月 27 日から 30 日までの 4 日間以外へのシフト
 - ・ 深夜・早朝への運行時間のシフト
 - ・ ナンバープレート末尾の奇数・偶数による運行調整 等

(6 月 27 日・29 日は奇数、28 日・30 日は偶数の車両のみの運行とする)

に、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

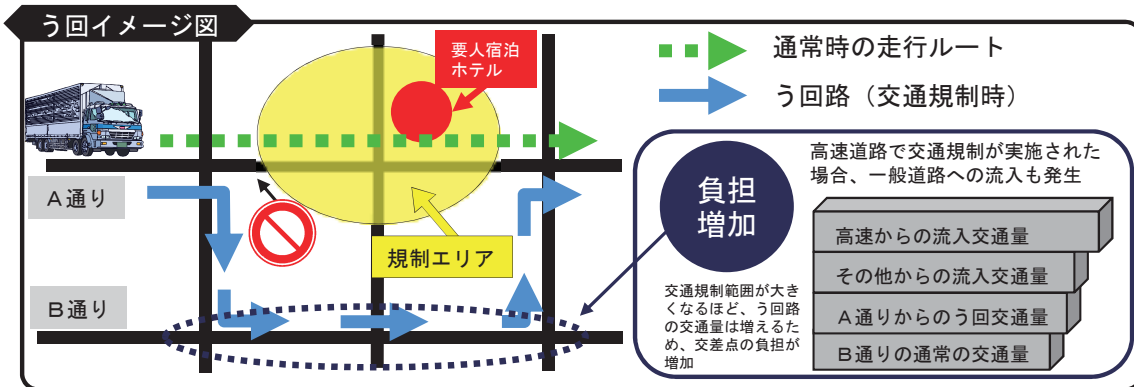
【本件に関する問い合わせ先】

2019 年 G20 大阪サミット関西推進協力協議会事務局
担当：事業調整部 TEL 06-6210-9403

G20大阪サミット開催に伴う交通対策協力依頼

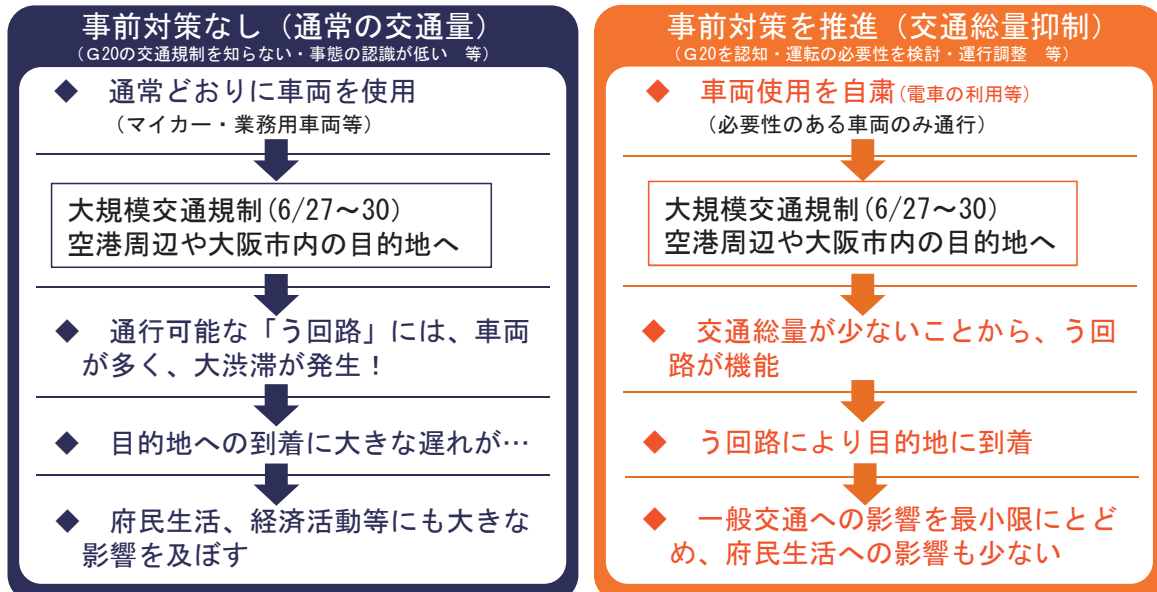
交通規制に伴う「う回」について

G20大阪サミットでは、各国要人の車列が通行する際、交通規制が実施される。一般車両は、規制された道路を通行することができないため、それ以外の道路を通行する「う回」措置をとることとなる。



事前対策の有無を比較

大規模な交通規制を実施する場合、事前の交通総量抑制対策の有無によって、結果が大きく異なる。

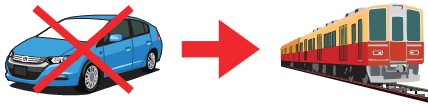


う回路を機能させ、一般交通に与える影響を最小限にとどめるためには、**事前対策が重要**
➡ **具体的対策は裏面**

具体的対策例（各企業・個人でできること）

◆ マイカー利用の自粛

電車の利用



プライベートで
出かける際は、
電車を利用

～ 例 ～

- ◆ 28日(金)のマイカー通勤
→ 電車での通勤に変更
- ◆ 29日(土)の家族サービス
→ 電車で行楽地や商業施設へ

◆ 業務用車両の運行調整（平日通常時の交通量の50%削減を目標）

運行期間の変更



物品の納品等は開催日両日及びその前後計4日間（6月27日～30日）以外（前後）へのシフト

運行時間の変更



深夜・早朝への時間帯の変更



運行期間の調整が困難な場合は時間の調整（深夜・早朝へのシフト）

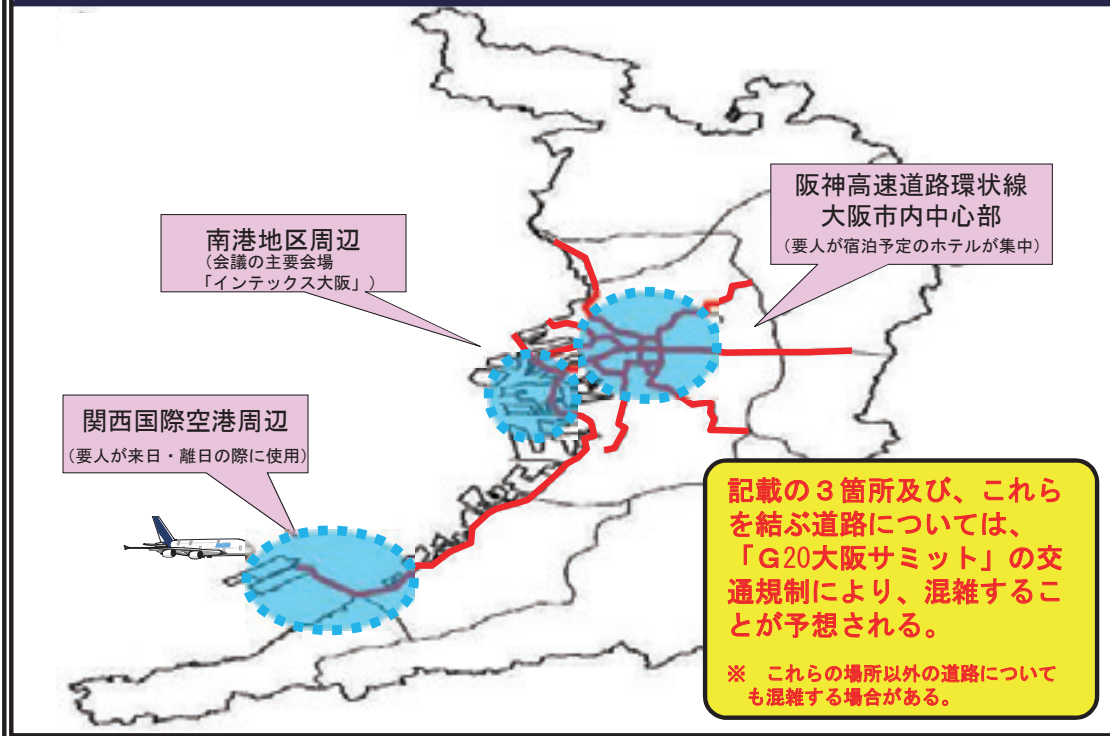
ナンバープレートによる調整

末尾番号の奇数・偶数により走行車両を調整

(例)
業務用車両を一定台数以上保有する企業等においては、ナンバープレート末尾番号の奇数・偶数で運行を調整
6/27, 29 末尾奇数番号が運行
6/28, 30 末尾偶数番号が運行

これらの例をはじめとした交通総量抑制対策を推進していく必要がある

G20大阪サミット開催に伴う混雑予想箇所



サミット開催両日及びその前後の計4日間は交通規制の影響を受けることとなります
混雑予想箇所を参考に日程の変更・時間の変更を含めた調整を！

③2019年3月15日付け依頼文書

G20 協第 471 号
2019 年 3 月 15 日

公益社団法人関西経済連合会 }
大阪商工会議所 } 会員各位
一般社団法人関西経済同友会 }

2019 年 G20 大阪サミット関西推進協力協議会

会長	大阪府知事	松井 一郎
会長代行	大阪市長	吉村 洋文
副会長	関西広域連合長	井戸 敏三
同	公益社団法人関西経済連合会会長	松本 正義
同	大阪商工会議所会頭	尾崎 裕
同	一般社団法人関西経済同友会代表幹事	黒田 章裕
同	同	池田 博之
顧問	大阪府警察本部長	石田 高久

G20 大阪サミット開催時における公共交通機関混雑緩和への協力要請について

早春の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、誠に有難う御座います。

さて、本年 6 月 28 日(金)、29 日(土)に G20 大阪サミットが開催されます。

G20 大阪サミット開催時には、会場となるインテックス大阪周辺、各国首脳等の宿泊先となる大阪市内のホテル周辺、来離日の際に利用が予想される関西国際空港等周辺、これらを結ぶ高速道路や大阪市内の幹線道路を中心に、6 月 27 日(木)から 30 日(日)までの 4 日間において、頻繁かつ長時間にわたる交通規制が予想されており、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、期間中の交通総量を平日通常時の 50%削減を目標とし、ご協力を要請しているところです (G20 協第 414 号, 2019 年 2 月 22 日付)。

このことに伴い、マイカー利用を自粛し、公共交通機関の利用を推進していることから、鉄道等の公共交通機関における混雑が予想されます。

つきましては、各企業様におかれては、可能な範囲で、例えば、テレワーク、出張日程調整、休暇勧奨などの取り組みについても併せて、ご配慮・ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

【本件に関する問い合わせ先】

2019 年 G20 大阪サミット関西推進協力協議会事務局
担当：総務部 TEL 06-6210-9336

④2019年4月2日付け依頼文書

G20 協第 2 号
2019 年 4 月 2 日

公益社団法人関西経済連合会 }
大阪商工会議所 } 会員企業様各位
一般社団法人関西経済同友会 }

2019 年 G20 大阪サミット関西推進協力協議会

会長	大阪府知事職務代理者 大阪府副知事	竹内 廣行
会長代行	大阪市長職務代理者 大阪府副市長	田中 清剛
副会長	関西広域連合長	井戸 敏三
同	公益社団法人関西経済連合会会長	松本 正義
同	大阪商工会議所会頭	尾崎 裕
同	一般社団法人関西経済同友会代表幹事	黒田 章裕
同	同	池田 博之
顧問	大阪府警察本部長	石田 高久

G20 大阪サミット開催時における交通対策への協力要請について

春暖の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、これまで、平成 31 年 2 月 22 日付け G20 協第 414 号、平成 31 年 3 月 15 日付け G20 協第 471 号により、会員企業の皆様方に対して交通総量抑制に対する協力要請を行ってきたところですが、このたび、警察庁より、別添のとおり「交通総量抑制対策の対象期間及び地域等」が示されました。

つきましては、別添の対象路線及び広域う回路線において交通総量を抑制する必要があることから、

- マイカー利用を自粛し、電車の利用
- 業務用車両等の運行調整については例えば、
 - ・ 6 月 27 日から 30 日までの 4 日間以外へのシフト
 - ・ 深夜・早朝への運行時間のシフト
 - ・ ナンバープレート末尾の奇数・偶数による運行調整 等

(6 月 27 日・29 日は奇数、28 日・30 日は偶数の車両のみの運行とする)

に、更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

【本件に関する問い合わせ先】

2019 年 G20 大阪サミット関西推進協力協議会事務局
担当：事業調整部 TEL 06-6210-9403

別添

交通総量抑制対策の対象期間及び地域等

1 対象期間

平成31(2019)年6月27日(木)から同月30日(日)までの間

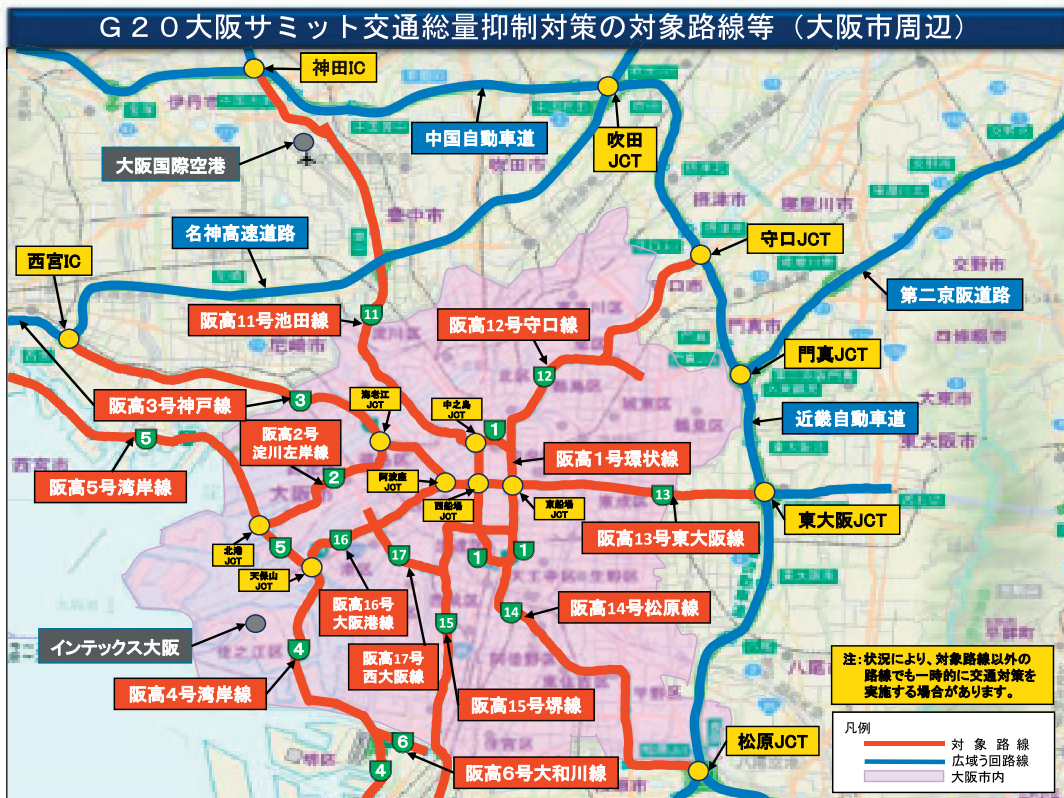
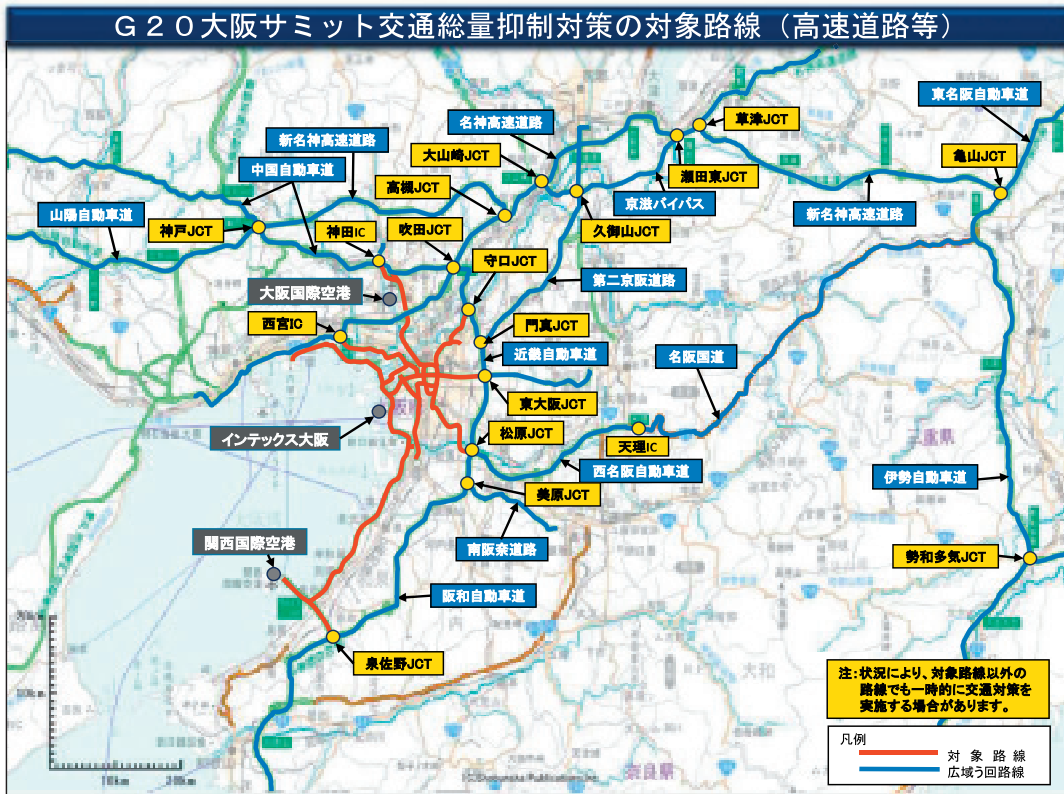
2 対象地域等

(1) 高速道路等(別紙参照)

関西国際空港連絡橋	全線
関西空港自動車道	全線
阪神高速道路1号環状線	全線
阪神高速道路2号淀川左岸線	全線
阪神高速道路3号神戸線	西宮IC～阿波座JCT
阪神高速道路4号湾岸線	全線
阪神高速道路5号湾岸線	全線
阪神高速道路6号大和川線	全線
阪神高速道路11号池田線	神田IC～中之島JCT
阪神高速道路12号守口線	全線
阪神高速道路13号東大阪線	西船場JCT～東大阪JCT
阪神高速道路14号松原線	全線
阪神高速道路15号堺線	全線
阪神高速道路16号大阪港線	全線
阪神高速道路17号西大阪線	全線

(2) 一般道路

大阪市内、大阪国際空港周辺(豊中市・池田市)、りんくうJCT及び関西国際空港周辺(泉佐野市)



⑤2019年4月25日付け依頼文書

G20 協第 94 号
2019 年 4 月 25 日

公益社団法人関西経済連合会 }
大阪商工会議所 } 会員企業様各位
一般社団法人関西経済同友会 }

2019 年 G20 大阪サミット関西推進協力協議会

会長	大阪府知事	吉村 洋文
会長代行	大阪市長	松井 一郎
副会長	関西広域連合長	井戸 敏三
同	公益社団法人関西経済連合会会長	松本 正義
同	大阪商工会議所会頭	尾崎 裕
同	一般社団法人関西経済同友会代表幹事	黒田 章裕
同	同	池田 博之
顧問	大阪府警察本部長	石田 高久

G20 大阪サミット開催時における交通対策への協力について

春暖の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、これまでも、平成 31 年 2 月 22 日付け G20 協第 414 号、同年 3 月 15 日付け G20 協第 471 号及び同年 4 月 2 日付け G20 協第 2 号により、会員企業の皆様方に対して交通総量抑制に対する協力要請等を行ってきたところですが、このたび、大阪府警察本部より、別添のとおり「G20 大阪サミット開催に伴う阪神高速通行止め規制の予定について」が示されました。

つきましては、6 月 27 日から 30 日までの 4 日間、別添の対象路線等において、交通規制が行われることとなったため、会員企業の皆様方のご理解・ご協力をお願いいたします。

また、期間中における規制の影響を軽減するためにも、

- マイカー利用を自粛し、電車の利用
- 業務用車両等の運行調整については例えば、
 - ・ 6 月 27 日から 30 日までの 4 日間以外へのシフト
 - ・ 深夜・早朝への運行時間のシフト
 - ・ ナンバープレート末尾の奇数・偶数による運行調整 等

(6 月 27 日・29 日は奇数、28 日・30 日は偶数の車両のみの運行とする)

交通総量抑制対策にご協力いただくよう、重ねてお願い申し上げます。

【本件に関する問い合わせ先】

2019 年 G20 大阪サミット関西推進協力協議会事務局

担当：事業調整部 TEL 06-6210-9403

G20大阪サミット開催に伴う阪神高速通行止め規制の予定について

1 対象路線

6月27日（木）から6月30日（日）までの4日間（※1）、G20大阪サミットの開催に伴い、大規模かつ長時間の交通規制を予定していますが、その対象路線については、

- ア 阪神高速環状線を中心とした複数路線
- イ 湾岸線上りの一部
- ウ 湾岸線下りの一部

となります。

※1 ただし、4日間以外でも短時間の交通規制が行われる可能性があります。

2 規制開始・解除時間

(1) 現時点における規制開始・解除時間のおおむねの目安は、次のとおりです。

6月27日（木）	最長（※2）早朝から深夜まで	ア+イ
6月28日（金）	早朝から深夜まで	ア
	早朝から午前中	イ
6月29日（土）	早朝から深夜まで	ア
	午後から深夜まで	ウ
6月30日（日）	最長（※2）早朝から深夜まで	ア+ウ

※2 27日（木）及び30日（日）については、各国首脳等の来日・離日日程次第であり、現時点では「最長」の場合を想定しています。

(2) 上述した対象路線以外の高速道路でも各国首脳等の移動に伴う形で、直前・短時間での通行止め規制を行う場合があります。また、首脳等が宿泊するホテル周辺の一般道では、首脳等の移動に伴う短時間の交通規制が頻繁に行われるほか、検問や迂回誘導を実施する予定です。

3 府警からのお願い

- (1) 4日間については、上記1の対象路線はもとより、その周辺の高速道路（広域う回路線）のほか、大阪市内や空港周辺における一般道路の交通総量を抑制する必要あり。このため、マイカー利用の自粛や業務用車両の運行調整（4日間以外への運行振替や深夜・早朝への運行時間変更）へのご協力をお願いします。
- (2) 6月29日（土）午後から夜間は、各国首脳の離日に伴う交通規制に伴い、関西国際空港連絡橋が長時間通行止めとなる可能性があります。関西国際空港に向かう際は、可能な限り電車利用をお願いします。
- (3) 会議開催場である南港地区では、検問が実施されるため、混雑緩和の観点から、車両乗り入れについては極力お控えください。

以 上

⑥2019年5月10日付け依頼文書

G20 協第 115 号
2019 年 5 月 10 日

公益社団法人関西経済連合会 }
大阪商工会議所 } 会員企業様各位
一般社団法人関西経済同友会 }

2019 年 G20 大阪サミット関西推進協力協議会

会長	大阪府知事	吉村 洋文
会長代行	大阪市長	松井 一郎
副会長	関西広域連合長	井戸 敏三
同	公益社団法人関西経済連合会会長	松本 正義
同	大阪商工会議所会頭	尾崎 裕
同	一般社団法人関西経済同友会代表幹事	黒田 章裕
同	同	池田 博之
顧問	大阪府警察本部長	石田 高久

G20 大阪サミット開催時におけるコインロッカー等の封鎖に関する協力依頼について

薫風の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび国土交通省近畿運輸局鉄道部長及び大阪府警察本部警備部長より別添のとおり、「G20 大阪サミット開催時におけるコインロッカー等の封鎖について」周知依頼がありました。

つきましては、近畿圏の主要な鉄道駅等のコインロッカー及びゴミ箱が6月24日(月)から29日(土)までの間(社局によっては30日(日)まで。準備としてさらに数日前から順次)使用中止となりますので、会員企業の皆様方のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、本内容に関しましては、5月23日(木)に、鉄道会社による共同プレス提供や統一ポスター掲出等によって広く一般に周知・案内されることとなっております。

【本件に関する問い合わせ先】

2019 年 G20 大阪サミット関西推進協力協議会事務局
担当：事業調整部 TEL 06-6210-9403

⑦2019年5月21日付け依頼文書

G20 協第 147 号

2019 年 5 月 21 日

公益社団法人関西経済連合会	}	会員企業様各位
大阪商工会議所		
一般社団法人関西経済同友会		

2019 年 G20 大阪サミット関西推進協力協議会

会長	大阪府知事	吉村 洋文
会長代行	大阪市長	松井 一郎
副会長	関西広域連合長	井戸 敏三
同	公益社団法人関西経済連合会会長	松本 正義
同	大阪商工会議所会頭	尾崎 裕
同	一般社団法人関西経済同友会代表幹事	池田 博之
同	同	深野 弘行
顧問	大阪府警察本部長	石田 高久

G20 大阪サミット開催時における交通総量 50%削減の取組みへの協力について

薫風の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、これまでも、2019 年 2 月 22 日付け G20 協第 414 号、同年 3 月 15 日付け G20 協第 471 号、同年 4 月 2 日付け G20 協第 2 号及び同年 4 月 25 日付け G20 協第 94 号により、会員企業の皆様方に対して交通総量抑制に対する協力要請等を行ってきたところですが、このたび、大阪府警察本部より、別添のとおり『G20 大阪サミット開催に伴う「う回エリアの設定」について』が示されました。

つきましては、6 月 27 日から 30 日までの 4 日間、別添の各う回エリアにおいて、交通規制が実施されることとなったため、会員企業の皆様方のご理解・ご協力をお願いいたします。

また、期間中における交通規制等の影響を軽減するためにも、

- 不要不急の外出を控えること
- マイカー利用を自粛し、電車の利用
- 業務用車両等の運行調整については例えば、
 - ・ 6 月 27 日から 30 日までの 4 日間以外へのシフト
 - ・ 深夜・早朝への運行時間のシフト
 - ・ ナンバープレート末尾の奇数・偶数による運行調整 等

(6 月 27 日・29 日は奇数、28 日・30 日は偶数の車両のみの運行とする)

交通総量抑制対策にご協力いただくよう、重ねてお願い申し上げます。

(なお、規制の情報は 5 月 16 日時点のものであり、最新情報については大阪府警察本部ホームページをご覧ください <https://www.police.pref.osaka.lg.jp/>)

【本件に関する問い合わせ先】

2019 年 G20 大阪サミット関西推進協力協議会事務局

担当：事業調整部 TEL：06-6210-9403

5月16日報道提供

令和元年5月16日
大阪府警察交通部

G20大阪サミット開催に伴う「う回エリアの設定」について

G20大阪サミット開催に伴い、大阪市内の幹線道路等において、頻繁な通行止め規制等を予定していることから、次のとおり「う回エリアを設定」し、住民等にう回の理解と協力を求める。

1 協力を依頼する期間等

- 6月27日(木)頃から6月30日(日)頃までの間
- 交通規制に伴う渋滞解消のため住民等に対しう回の協力を依頼

2 う回エリア

大阪市内9エリア

- 大阪駅周辺
- 天満周辺
- 中之島周辺
- 本町周辺
- 大阪城周辺
- 上本町周辺
- 難波周辺
- 天王寺周辺
- 南港周辺

<凡例説明>

- ◆ 黄色太線 … 交通規制に伴いう回にご協力をお願いするエリア
エリア内に「自宅がある」「会社がある」等の理由以外は進入を控えていただき、う回をお願いするエリア。
- ◆ 網掛け … 頻繁な交通規制を実施するエリア
要人等の移動に伴い、通行止め規制を頻繁に予定しているエリア。
エリア内にお住まいの方や配送等の方についても、規制中はお待ち頂くことになる。
- ◆ 赤矢印 … う回路
警察官の誘導にご協力をお願いする場所。

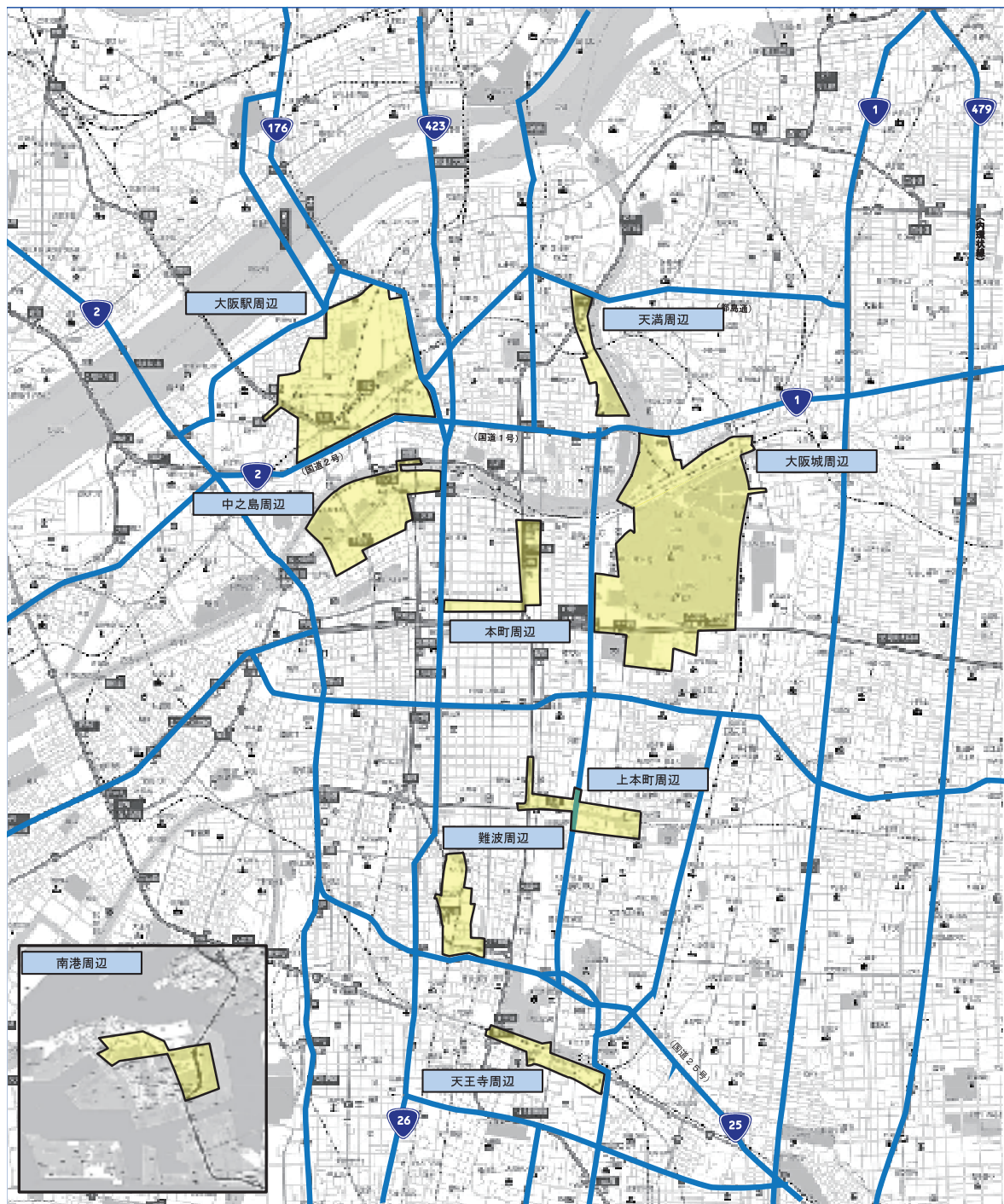
3 周知方法等

- 管轄警察署を通じた住民や管内企業等への広報の実施
- 府警ホームページにおける情報提供
- 第三回交通総量抑制連絡会において説明を実施

以上

(別紙)

エリア図 (う回路図)





交通規制のお知らせ

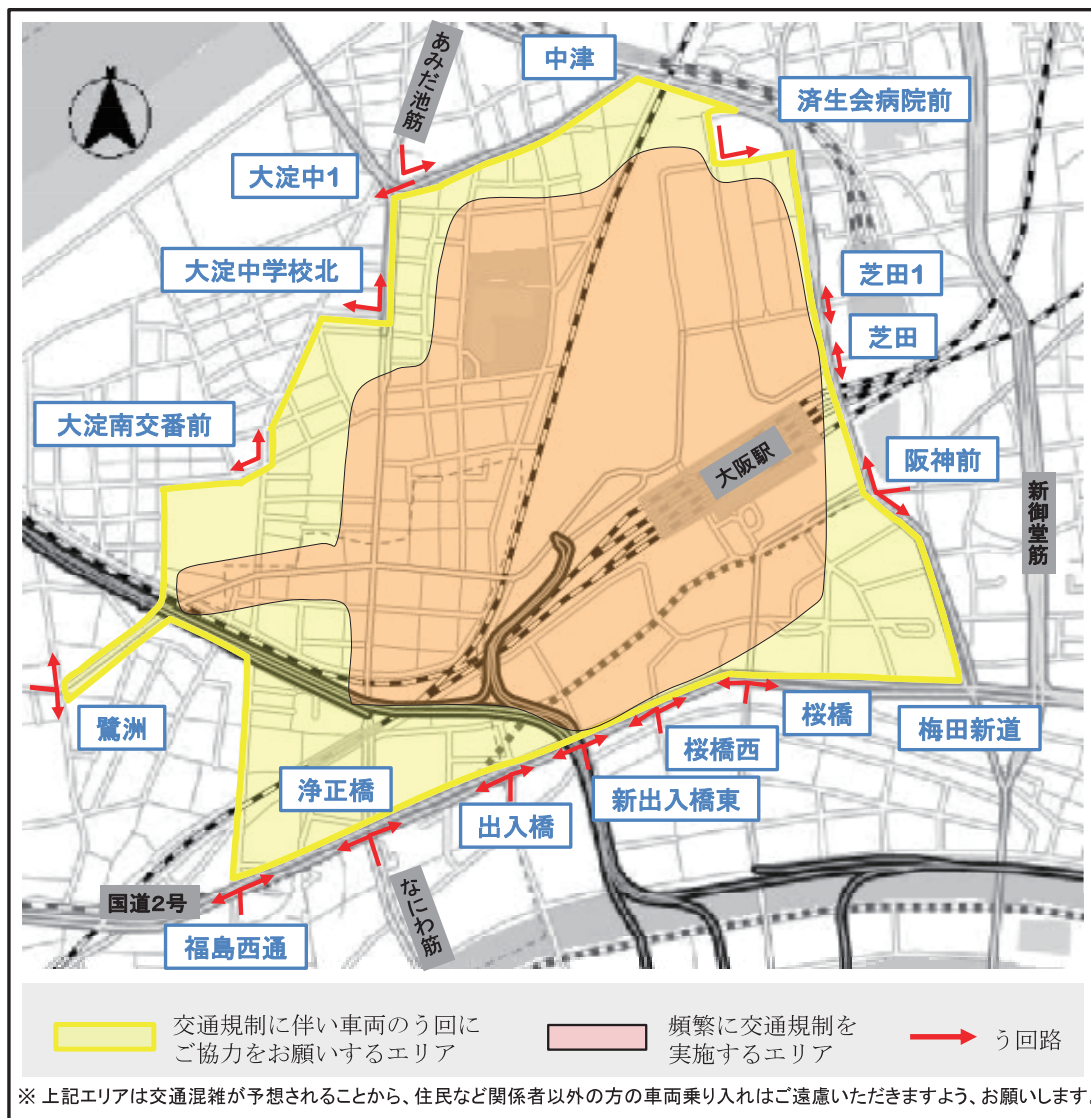
大阪駅周辺

G20大阪サミット開催に伴い、

6月27日(木)頃から6月30日(日)頃までの間

下記エリア周辺において、交通規制が実施されます。

みなさまの、ご理解とご協力をお願いします。



大阪府

警察署



交通規制のお知らせ

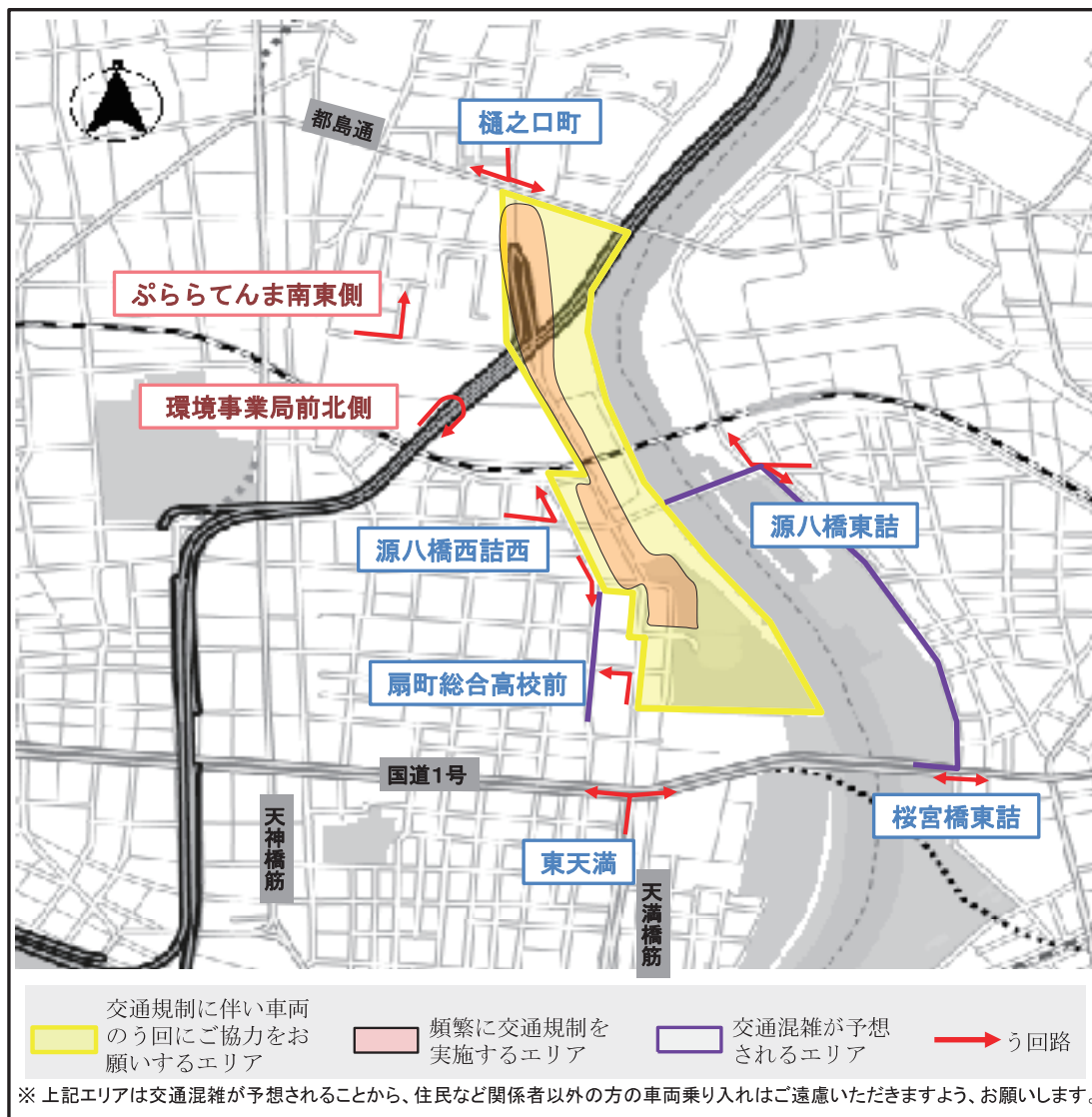
天満周辺

G20大阪サミット開催に伴い、

6月27日(木)頃から6月30日(日)頃までの間

下記エリア周辺において、交通規制が実施されます。

みなさまの、ご理解とご協力をお願いします。



大阪府 警察署



交通規制のお知らせ

中之島周辺

G20大阪サミット開催に伴い、

6月27日(木)頃から6月30日(日)頃までの間

下記エリア周辺において、交通規制が実施されます。

みなさまの、ご理解とご協力をお願いします。



大阪府

警察署



交通規制のお知らせ

大阪城周辺

G20大阪サミット開催に伴い、

6月27日(木)頃から6月30日(日)頃までの間

下記エリア周辺において、交通規制が実施されます。

みなさまの、ご理解とご協力をお願いします。



大阪府 警察署



交通規制のお知らせ

上本町周辺

G20大阪サミット開催に伴い、

6月27日(木)頃から6月30日(日)頃までの間

下記エリア周辺において、交通規制が実施されます。

みなさまの、ご理解とご協力をお願いします。



大阪府 警察署



交通規制のお知らせ

天王寺周辺

G20大阪サミット開催に伴い、

6月27日(木)頃から6月30日(日)頃までの間

下記エリア周辺において、交通規制が実施されます。

みなさまの、ご理解とご協力をお願いします。



大阪府 警察署

18. G20大阪サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例

平成三十一年三月二十日

大阪府条例第三号

(目的)

第一条 この条例は、G20大阪サミット(平成三十一年に大阪で開催する金融・世界経済に関する首脳会合をいう。)の開催時における対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止するとともに、会議の円滑な実施及び地域住民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「対象地域」とは、咲洲(大阪市住之江区南港北一丁目から南港北三丁目まで、南港中一丁目から南港中八丁目まで及び南港東五丁目から南港東九丁目までの区域をいう。)及びその周囲おおむね三百メートルの地域(海域を含む。)として知事が公示して指定する地域並びに泉佐野市泉州空港北、泉南市泉州空港南及び泉南郡田尻町泉州空港中に所在する関西国際空港(以下「関西空港」という。)並びにその周囲おおむね千メートルの地域(海域を含む。)として知事が公示して指定する地域をいう。

2 この条例において「対象施設」とは、次条第一項の規定により指定された施設をいう。

3 この条例において「対象施設周辺地域」とは、次条第二項の規定により指定された地域(海域を含む。)をいう。

4 この条例において「小型無人機」とは、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第二条第三項に規定する小型無人機をいう。

5 この条例において「要人」とは、内閣総理大臣、外務大臣その他これらに準ずる地位にある者及びそれらの配偶者並びに別表で定める外国要人をいう。

6 この条例において「敷地」とは、一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。

(対象施設等の指定等)

第三条 知事は、要人の所在する場所のうち、第一条の目的に照らしその施設の上空における小型無人機の飛行による要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象施設として指定することができる。この場合において、知事は、当該対象施設の敷地又は区域を併せて指定するものとする。

2 知事は、前項の規定により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を当該対象施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3 知事は、第一項の規定により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域を指定し、並びに前項の規定により当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定するときは、期間を定めて指定するものとする。

4 知事は、第一項の規定により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域を指定し、並びに第二項の規定により当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときには、あらかじめ、警察本部長(当該対象施設に係る対象施設周辺地域が海域を含むものである場合には、警察本部長及び第五管区海上保安本部長)と協議しなければならない。

- 5 知事は、対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨、期間、当該対象施設の名称、所在地及び敷地又は区域並びに当該対象施設に係る対象施設周辺地域を公示しなければならない。
- 6 知事は、対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに当該対象施設に係る対象施設周辺地域についてその指定の必要がなくなつたと認めるときは、直ちにその指定を解除しなければならない。
- 7 知事は、前項の規定による解除をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(対象地域等の上空における小型無人機の飛行の禁止)

第四条 何人も、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める期間、対象地域及び対象施設周辺地域の上空において、小型無人機を飛行させてはならない。

- 一 対象地域 平成三十一年五月二十九日から同年六月三十日まで
 - 二 対象施設周辺地域 前条第三項の規定により定められた期間
- 2 前項の規定は、次に掲げる小型無人機の飛行については、適用しない。
 - 一 大阪市住之江区南港北一丁目に所在するインテックス大阪(大阪国際見本市会場をいう。)若しくは関西空港を管理する者として知事が公示して指定するもの(以下「対象地域の施設管理者」という。)又はその同意を得た者が当該対象地域の上空において行う小型無人機の飛行
 - 二 対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機の飛行
 - 三 土地の所有者若しくは占有者(正当な権原を有する者に限る。)(以下「土地所有者等」という。)又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機の飛行
 - 四 国又は地方公共団体の業務を行うための小型無人機の飛行
 - 3 前項の規定により小型無人機を飛行させようとする者は、次条に定める方法により、あらかじめ、その旨を当該小型無人機の飛行に係る対象地域又は対象施設周辺地域を管轄する警察署長(当該対象地域又は当該対象施設周辺地域が同一の公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長。以下「所轄警察署長」という。)を経由して、公安委員会(当該小型無人機の飛行に係る経路が海域を含むものである場合には、公安委員会及び第五管区海上保安本部長)に通報しなければならない。

(施設管理者等の通報の方法)

第五条 前条第二項第一号から第三号までに掲げる小型無人機の飛行を行おうとする者のうち対象地域の施設管理者、対象施設の管理者又は土地所有者等(以下「施設管理者等」という。)及び前条第二項第四号の規定により小型無人機の飛行を行おうとする者(以下「公務操縦者」という。)が行う同条第三項の規定による通報は、小型無人機の飛行を開始する日の三十日前(災害その他公安委員会が緊急かつやむを得ないと認める場合にあっては、公安委員会が指定する日前)までに、次に掲げる事項を、所轄警察署長を経由して、公安委員会(当該小型無人機の飛行に係る経路が海域を含むものである場合には、公安委員会及び第五管区海上保安本部長)に通報して行うものとする。

- 一 通報者の氏名、生年月日、住所及び連絡先
- 二 小型無人機の飛行を行う目的
- 三 小型無人機の飛行を行う日時
- 四 小型無人機の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域
- 五 小型無人機の飛行に係る機器の種類及び大きさ、形状、重量、製造番号その他の特徴
- 六 操縦を行う者の氏名、生年月日、住所及び連絡先
- 七 前各号に掲げるもののほか、別に公安委員会が定める事項

- 2 前項の規定は、施設管理者等及び公務操縦者以外の者が行う前条第三項の規定による通報について準用する。この場合において、前項中「通報は」とあるのは「通報は、施設管理者等の同意を得た上で」と読み替えるものとする。
- 3 第一項の規定による通報(前項において準用する場合を含む。)の際には、次に掲げる書類を提出するものとする。
 - 一 小型無人機の飛行場所、操縦する場所及び監視する場所を表示した図面
 - 二 飛行させる小型無人機の写真(当該機器の全体及び製造番号を写したものに限る。)及び仕様書
 - 三 施設管理者等及び公務操縦者以外の者が行う小型無人機の飛行の場合にあっては、当該小型無人機の飛行について同意をした施設管理者等の氏名、住所、連絡先及びその同意を行った年月日を記載した書類
 - 四 前三号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める書類又は図面
- 4 第一項の規定による通報をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、公安委員会が別に定める日までにその旨を、所轄警察署長を経由して、公安委員会(小型無人機の飛行に係る経路が海域を含むものである場合には、公安委員会及び第五管区海上保安本部長)に通報しなければならない。

(安全の確保のための措置)

第六条 警察官は、第四条第一項又は第三項の規定に違反して小型無人機の飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機を対象地域又は対象施設周辺地域の上空から退去させることその他の要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項に規定する場合において、同項の措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき又は同項の小型無人機の飛行を行っている者に対し当該措置を命ずるいとまがないときは、警察官は、要人の生命、身体又は財産に対する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、当該小型無人機の飛行の妨害、当該小型無人機の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができる。

3 府は、前項の措置が行われたときは、当該措置により損失を受けた者(第四条第一項又は第三項の規定に違反して小型無人機の飛行を行った者を除く。)に対し、当該措置により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(関係機関への協力要請)

第七条 公安委員会は、第四条第三項の規定による通報が行われたときは、国及び地方公共団体の関係機関に対し協力を求めることができる。

(罰則)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項の規定に違反した者
- 二 第六条第一項の規定による警察官の命令に違反した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成三十一年六月三十日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この条例の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表(第二条関係)

外国要人	
一	外国の元首(当該国の憲法に基づき元首の任務を遂行する団体の構成員を含む。)及び外国の元首の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員
二	外国の政府の長及び外国の政府の長の任務を遂行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員
三	外国の外務大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣に準ずる地位にある者
四	外国の外務大臣以外の外国の大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣以外の外国の大臣に準ずる地位にある者
五	国際連合の事務総長及び事務次長並びに我が国が加盟国となっている国際機関の事務局長並びにこれらに同行する家族の構成員
六	前各号に掲げる者以外の者で、知事がこれらの者と同等の接遇を行う必要があると認めて指定するもの

19. ドローン飛行規制図

ドローン飛行規制図

咲 洲



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

対象地域を示す

関西国際空港



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

対象地域を示す

大阪府庁



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

対象地域を示す

大阪城西の丸庭園大阪迎賓館



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用


対象地域を示す

ザ・ガーデンオリエンタル・大阪



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す

ホテルニューオータニ大阪



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す

帝国ホテル大阪



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

対象地域を示す

リーガロイヤルホテル



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

対象地域を示す

ウェスティンホテル大阪



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す

ヒルトン大阪



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す

セントレジスホテル大阪



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

対象地域を示す

スイスホテル南海大阪



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

対象地域を示す

シェラトン都ホテル大阪



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す

ザ・リッツ・カールトン大阪



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す

コンラッド大阪



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す

大阪マリオット都ホテル



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

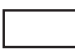
 対象地域を示す

インターコンチネンタル大阪



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

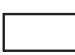
 対象地域を示す

天王殿



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す

太閤園



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す

桜ノ宮野球場



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す

淀川河川公園毛馬地区



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また、地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。
そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す

20. G20大阪サミットに関する国への意見書

G20大阪サミットに関する国への意見書

G20大阪サミット開催まであと1か月となった。

G20大阪サミットの成功に向け、地元大阪・関西では、昨年3月に組織した「2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会」を中心に官民一体となって、各国代表団や海外メディアの方々を、最高のおもてなしで温かくお迎えできるよう、着実に準備を進めてきた。

とりわけ、住民生活や経済活動を維持しながら、安全・安心な会議環境を確保するため、地元住民や事業者など幅広い方々の協力があってこそ実現が可能となる交通総量50%削減を目標とし、広く理解と協力を求めてきたところである。

今後も、さらなる理解と協力が求められる交通総量抑制への呼びかけなど積極的な広報展開等について、大阪府議会はもちろん、オール大阪・関西の総力を結集し、官民挙げた万全な準備に引き続き取り組んでいく。

国においても、G20大阪サミットが多くの国民や事業者の協力のもと、安全・安心な環境の中で開催されるよう全力を尽くして頂くとともに、この大阪の地で世界経済の成長のための様々な課題解決に向けた新たな秩序づくりがなされるなど、実りある会議として大成功をおさめられるよう、下記事項について強く要望する。

記

1. G20大阪サミットの開催に当たっては、国内外からの3万人の来訪者はもとより、府民や企業も含めた、安全・安心の確保に万全を期すこと。
2. G20大阪サミットの成功に向け、広範にわたる住民・事業者の理解と協力を得るべく、政府広報の活用や、日本放送協会などマスメディア等の協力を得た、戦略的な広報・PRを展開すること。
3. G20大阪サミットの安全・安心な会議環境を整えるため、規制等の情報については、広く国民や事業者、また訪日外国人旅行者に向け、あらゆるチャンネルを通じて、可能な限り迅速かつ的確な発信に努めること。また、政府関連行事等の情報についても、決定された内容の適時適切な発信を行うこと。
4. G20大阪サミットの各種プログラムにおいて、大阪産(もん)をはじめとした大阪の食や工業製品等を最大限活用すること。また、世界最先端の健康・医療技術、観光地や文化行事等も含めた大阪・関西の魅力を、来阪される代表団やメディアに最大限に堪能して頂くとともに、世界に向けてPRするように努めること。
5. G20大阪サミットにおいて、次代を担う若者が、この非常に貴重な機会に何らかの形で参画できるように努めること。
6. G20大阪サミットにおいて、議長国として新しい国際社会での枠組みづくりを進め、それが例えば「大阪ルール」と呼ばれるなど、大阪・関西の名が世界中の人々の記憶に刻まれるような、地元にとっても実りあるサミット開催に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年5月28日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
国家公安委員会委員長

各あて

大阪府議会議長
三田 勝久

21. 知事・市長定例会見の記録

(1) 知事・市長定例会見一覧

知事定例会見一覧

日程	案件名
2018年2月21日	サミットの開催地決定について(記者質疑)
2018年6月27日	G20大阪サミット1年前キックオフフォーラムの開催について
2019年1月24日	G20大阪サミットフォーラムの開催について
2019年4月24日	交通規制への協力呼びかけ・G20大阪サミットクリーンUP作戦について
2019年5月16日	G20大阪学生通訳ボランティア研修・コインロッカー等の封鎖について
2019年5月22日	こども向け理解促進・サミット期間中の府庁舎への来庁について
2019年6月12日	阪神高速や一般道の交通規制等への協力呼びかけ
2019年6月19日	若者・こどもたちへの展開・公民連携による機運醸成の取組み等について
2019年6月24日	サミット開催の意義、府民の理解・協力のお願について
2019年7月3日	サミットの成功と協力への感謝について

市長定例会見一覧

日程	案件名
2018年2月22日	サミットの開催地決定について(記者質疑)
2019年5月8日	G20大阪サミット開催による交通規制やごみ収集変更等のお知らせ
2019年5月16日	G20大阪サミット開催に伴う一般道での「う回エリアの設定」
2019年5月30日	G20大阪サミット開催に伴うご理解・ご協力のお願について
2019年6月6日	G20大阪サミット開催に伴う大阪城天守閣等の一部臨時休止について
2019年6月20日	G20大阪サミット開催に伴うご理解・ご協力のお願について
2019年7月4日	G20大阪サミットの成功と今後について

(2) サミット終了直後の囲み取材

2019年6月30日(日) 16時05分～16時30分

場所：大阪府庁舎本館4階会見場

(Q：記者、A：吉村知事、B：松井市長)

G20大阪サミットを終えて

A：今回G20大阪サミットを開催するにあたりまして、大阪府民の皆さま、交通規制や経済活動でご不便をおかけいたしました。府民の皆さまのご理解ご協力をもちましてG20大阪サミットを成功に収めることができました。ありがとうございます。まず、府民の皆さま、事業者の皆さま、ご協力いただいた皆さまに感謝を申しあげたいと思います。

今回大阪で行われたG20は日本にとっても初めての会議です。あわせて都市部で行われる世界最高峰の会議ということで、最高レベルの安全が求められる会議というのを実現できたというのは大阪にとって非常に大きな自信につながったと思っています。

この会議を通じて、これから国際都市としてさらに大阪が成長していけるといふに確信しています。また、様々な海外のメディアでも、大阪の魅力、食材であったり観光であったり技術であったりと

というのが世界に発信されたと思います。

そんな中でG20大阪サミットが成功に収めることができた、大阪にとって非常に大きな自信につながっていると思います。将来の世代においても大阪に自信を持てる、そんなG20大阪サミットだったんじゃないかなと思います。

警察の皆さまも、そして消防の皆さまも、そして自衛隊の皆さまも、本当に多くの関係者の皆さまのもとで、このG20大阪サミットが大都市の大阪で成功することができたということに感謝を申しあげたい、またさらに大阪の成長をめざしていきたいと思います。ありがとうございました。

Q： 先ほど吉村知事からの発言について、松井市長としても、初のG20開催ということで、この成果というのは大阪のこういった部分につながるとお感じになりましたでしょうか？

B： これから東京と切磋琢磨できる大都市・大阪というものが世界に発信できたと思います。これだけ大きな混乱なく成功裏にサミットを開催できたことは、大阪府民・市民の本当にご支援のおかげ。感謝しています。

今回のこのサミットをきっかけに、さらに大阪の知名度・都市格をあげ、世界から注目され、愛され、そして訪れる大都市ナンバー1としてさらに成長させていきたいと思っています。

A： 僕たちは地元自治体として大阪の魅力とか知名度、これからの国際会議であったり大阪の魅力発信ということでやってきました。国レベルで見れば会議ということも大きく成功したと思いますし、そしてバイ会談も多く行われました。

そして大阪デジタル流通、デジタル化の流通のルールを始めようという、いわゆる大阪の冠がついた「大阪トラック」というのが始まることが決まりましたし、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」というのも、まさに大阪の冠のついたものがG20の中で正式に採用された、まさに大阪という名前が、これまで日本では東京でしたけども、大阪という名前が世界に認知されたのではないかなと思います。

Q： 昨日、一定、知事の方からはお話しいただいたんですけども、大規模国際会議や万博が控えていますし、国際会議を誘致していく上で、今回見えてきたハード面とかソフト面での課題がもしお感じの所がありましたら、昨日はMICEのお話をいただきましたが、知事・市長それぞれいただけますでしょうか。

A： G20が成功した都市ですから、これからMICEを誘致する、国際会議を誘致するにあたり、これは謳い文句として、G20を成功させた大阪で国際会議をしたいという、まさにそういった説明になると思います。

最も安全性が求められる会議を遂行できる大都市ということは世界に認知されたと思いますので、誘致をしやすくなると思います。これは国際会議場の社長の福島さんとも話をしていますが、国際会議を増やしていきたいという中で、G20が成功できた都市だということは、チャンスが広がってくると思います。

ハード面、ソフト面でいくと、これまでは大阪市がインテックス大阪を持ち、大阪府が国際会議場を持つということで、いわゆる大規模な展示場と会議場が一体となっている施設、近くにホテルがあるというものがあれば、さらにもっと上をめざしていけるんじゃないかと思っています。ここはIRで実現したいと思っていますが、IR実現までの約6年間、これは引き続き国際会議を増やしていきたいと思っていますので、様々な誘致活動の場面で、今回得た経験を活かしていきたいと思っています。

警備面においてもどの面においても、今回経験を積みましたから、特にソフト面で、今後の誘致活動に活かして、国際会議を増やしていきたいと思っています。

B： 安全で、食べるものが美味しく、ホスピタリティ溢れる人が集う街ということで、そういう形で世界に発信できたので、MICEについても高いポテンシャルがあると世界中に広められたと思います。インテックスだけでは狭いので、世界の展示場の規模からすると、IRを誘致して、世界のMICEと肩を並

べられるようなハード整備をやっていきたい。ソフト面から言うと、世界トップクラスのおもてなしをできる都市だと伝えることができたと思います。

A： G20が今回成功した意義を冒頭申し上げましたけども、今後2025年の大阪・関西万博にめがけていく上でも、またいろんなパビリオンの誘致活動をしていきますが、今回こうして国際会議をできたこと、成功させたということが、2025年万博の成功にもつながるんじゃないかと、さらなる次の高みをめざしていく2025年万博にステップアップとしてつながっていくんじゃないかと思っています。

Q： 松井市長に伺いたいのですが、7月2日・3日に、今回使用された本会議場であったりバイ会談の会場であったりする所に、市民の方だいたい2,000人が小学生も含めて訪れるらしいですけども、どういったことを感じてもらいたいというお気持ちでしょうか。

B： 先ほど吉村知事からも話があったけれども、大阪が世界の課題を解決する場所になったんだということを感じてもらいたいと思います。世界のトップの首脳が一堂に会して、さっき話に出た「大阪トラック」だとか、海洋プラスチックごみゼロだとか、大阪という冠がついた、そういう目標が定められた、その場所なんだということを感じていただいて。

若い世代のみなさんには、どうしても将来設計の中で、東京で仕事をすると、今まではずっと東京に出ていく方が多かったんだけど、若い世代の皆さんに大阪のポテンシャルというものを感じていただいて、大阪に集まってきてもらいたいと思っています。

A： そこはG20の今回僕は一番大きな効果だったんじゃないのかなと思っています。やってよかったなと思うのはそこです。これから海外のお客さん、観光客とか、海外からの投資とか国際会議を増やしていくという経済的な側面は力を入れてやっていこうと思いますし、そこに影響出ると思うんですけども。今の大阪の若い人たちが、学生や子どもたちが、大阪は世界のトップが集まって課題を解決する街なんだという自信を持てるというのは、次の世代の大阪につながると思っています。それがまあ、僕は一番やってよかったなと思ったことです。

Q： 今回の交通規制なんですけど、市長にお伺いをしたいのですが、大きな混乱はなかったと思うんですけども、唯一路線バスで、大幅に2時間以上の遅れが生じたという話がありました。今回シティバスの運行について何か課題がありましたでしょうか。

B： これは、バスを含めてタクシーで移動されている方も、この予定どおりでない交通規制の中で、非常にご不便をおかけしたと思います。でもその人たちが、我慢していただいたおかげで、こうして成功させることができましたんでね、大変ご協力に感謝をしたい。

これは、要人の移動というのは当日にならないと正確な時間までははっきりさせないところはあります。要は、政府主催、総理主催の晩餐会でも、やっぱりトランプ大統領は時間どおりホテルを出てこないということもあるわけですから、それも含めて国際会議なんですよ。そういうことがあるのが国際会議なんで、そういうふう、予定どおり動かない状態の中でも、皆が協力してくれて、大きな混乱なく、スケジュールがいろいろ変わっても、混乱なくできると、それが協力していただいた皆さんのおかげで、そのことで大阪の都市格というのはさらにアップしてるんで、ご理解いただきたいと思っています。

Q： マリーニイニシアティブの関係なんですけれども、プラスチックごみ対策、府も市もいろいろされていると思うんですけども、今後その開催自治体として、世界に先駆けてやっていくという部分で、何か意気込みがありましたら教えてください。

B： 僕は今大阪市として活動しているマイバッグ、エコバッグ、この普及ですよ。できるだけコンビニ等でビニール袋をもらわない、エコバッグを活用して、そもそものプラスチック製品が外へ出ていくことを抑えていく、それから分別ですか、今環境局もやっていますけれども、分別の徹底というものをやっていて、大阪府と大阪市でプラスチックごみゼロ宣言というものを、G20の前に、廃プラゼロ宣言

を掲げていますから、これを実現していきたいと思います。

A： プラスチックごみゼロ宣言を大阪府市でやりまして、まずできることからやっていくというのが当然だろうと思います。目の前にあるのもそうですし、できるだけペットボトルとかいうのも使い捨てはやめて、使い捨てのプラスチックではないものを広げていきたいと思います。

それから、カナダのトルドー首相の奥様もおっしゃってましたけれども、カナダはもう使い捨てのプラスチックは全部やめると、そういうと経済活動に支障が生じるみたいに言われているけれども、実はそれが新たな経済チャンスなんだというふうにおっしゃっていたのが非常に印象に残っていて、つまり、新たなこの、今からスマートシティをどんどん広げていこうと我々思っているんですけども、大阪は様々な技術がありますんで、そのプラスチックから違うものに変えていくというところで、新たな大阪での産業技術が生まれてくるということも期待したいと思いますし、そのためにも、ごみの分別であたり海洋プラスチックはなくしていこうということの周知活動、広報周知活動を徹底的に広域自治体としては広げていきたいと思います。

ごみは基礎自治体でやっていますから、分別は基礎自治体できっちりやれば海には出ませんので。ポイ捨てしたごみが海にいきますから、そういった意識の徹底というのがまず大事だろうと、重要なことと思ってます。そういった周知活動、広報活動、それから特に教育活動において広めていきたいと思います。

Q： これだけ大阪を世界に発信する機会は少なかつたと思うんですけども、様々なレセプション等々で各国の首脳と話す中で大阪への評価という点で、特に印象に残った首相の言葉とかがあれば教えてください。

A： メイ首相の旦那様と話してそうだなと思ったんですけども、大阪は関西、京都も近いし、大阪は経済力もあって、歴史・文化・食が非常に発達している。大阪の歴史・文化と最新の技術を組み合わせる、それが非常に素晴らしいと、世界に先駆けているとおっしゃっていました。これは文化プログラムを観られた上での感想だったと思います。

大阪城公園でも、ただ単に公園として置いておくだけじゃなくて、古いものを民間の力で活用して、新たなものを生み出したりしていますけれども、これから大阪が成長していく上で、そういうのが必要なんじゃないかな、古い歴史、文化みたいなものを大事にしながら、それをそのまま放っておくじゃなくて新たな、価値・技術を組み合わせることで新たなものが生まれてくる、これがこれからの大阪のめざすべきもので、他の都市にも負けないものなんじゃないのかな、そういうところに海外の方は惹かれるんだな、という風にも思いました。

それからやっぱり大阪は食べ物おいしいし、飲み物もおいしいし、大阪の街も美しいよと、トランプ大統領もそれ以外の方もおっしゃってましたので、もっと自信を持っていいなと思います。

B： 今知事が言ったとおりです。ビューティフル、ホスピタリティ、これはどの首脳にも言っていただいたので、大阪の良いところを伝えられているなと思いました。

Q： 非常にスムーズに終えたと思うんですけども、あえて市民ですとか企業に求めた様々な規制であるとか、そういったものを含めて今回改善すべき点というのはどういうものであって、これからは国際会議を開くにあたって、どのようにそれを反映していきたいとお考えでしょうか。

A： 今回の会議ですけれども、かなり厳戒な体制で挑みました。大阪湾のむこうに海上自衛隊の「かが」が来ていて、海上自衛隊も陸上自衛隊も、海上保安庁もそこで集まって、いざテロが起きたときの対策というのは、万全な警備をやったわけです。

一番心配したのはテロとか大事故、大きな事件が起きないかというのは、主催者として非常に心配はしていましたが、そういったことは抑止力も含めて未然に防ぐ、無駄なようで全てが無駄じゃないんだな、というのが僕の認識です。なので世界最高レベルの安全な会議をする、そのために日本が

持っている力を結集させたのが今回の会議だなと思います。

今後は、阪神高速における通行止め規制も含めて、大規模にやりましたけれども、これからの国際会議はこれを最高レベルとしながらも、これ以上の最高レベルの会議は無いわけですから、規制の範囲とかをどこまでにするのか、そこを適切なものにしていく。府民の皆さん、市民の皆さんに迷惑かかるのは間違いないので、小学校だって大阪市内は休校までしたわけですから、これからはそこまでしなくてもという、いわゆるはかりができるんじゃないのかなと思います。

B： 市民の皆さん、府民の皆さんのご協力のおかげで成功できたと思っていますが、苦情がゼロかと言えばやっぱりゼロではありません。交通規制等々でご不便をおかけしている部分で、通れると聞いていたのに通れないじゃないかとか、そういう苦情はありました。そこはちょっと説明不足というところがあったようなので、さらにやはり丁寧な説明が必要なのかなと、あえて課題といえはそういうところかなと思います。

22. G20大阪首脳宣言（仮訳）

2019年6月28日・29日

前文

1. 我々G20の首脳は、主要な世界経済の課題に対処すべく団結して取り組むため、2019年6月28日・29日に日本の大阪において会合した。我々は、全ての人々の利益のために、技術イノベーション、特にデジタル化及びその実装の力を活用しつつ、世界経済の成長促進に向けて協働する。
2. これまでの議長国による成果に基づいて、我々は、不平等に対処することによって成長の好循環を創出し、全ての人々が自らの潜在力を最大限に活用できる社会を実現するために努力する。我々は、機会をとらえ、人口動態の変化によるものを含めて今日あるいは将来にわたって提示される経済、社会及び環境の課題に対処する能力を有する社会を建設する決意である。
3. 我々は更に、持続可能な開発のための2030アジェンダの中でビジョンとして掲げられているとおり、包摂的かつ持続可能な世界に向けた道を開くため、開発を促進し、その他の地球規模の課題に対処する取組を主導する。

世界経済

4. 世界経済の成長は、足元で安定化の兆しを示しており、総じて、本年後半及び2020年に向けて、緩やかに上向き見通しである。この回復は、緩和的な金融環境が継続すること及び幾つかの国々で景気刺激策の効果が発現することによってもたらされている。しかしながら、成長は低位であり続けており、リスクは依然として下方に傾いている。何よりも、貿易と地政を巡る緊張は増大してきた。我々は、これらのリスクに対処し続けるとともに、更なる行動をとる用意がある。
5. 我々は、強固で持続性があり均衡のとれた包摂的な成長を実現するため、また、信頼を高める対話と行動を強化することにより、下方リスクから守るために全ての政策手段を用いるとの我々のコミットメントを再確認する。必要に応じて財政バッファを再構築し、かつ、GDP(国内総生産)比の公的債務が持続可能な道筋にあることを確保しつつも、財政政策は、機動的に実施し、成長に配慮したものとすべきである。金融政策は、引き続き、経済活動を支え、中央銀行のマンデートと整合的な形で物価の安定を確保する。中央銀行の決定は引き続きよくコミュニケーションがとられる必要がある。構造改革の実行を続けることは、我々の潜在成長力を高める。我々はまた、2018年3月に財務大臣・中央銀行総裁が行った為替相場のコミットメントを再確認する。
6. グローバル・インバランス(経常収支不均衡)は、世界金融危機の後、特に新興国及び開発途上国において減少しており、次第に先進国に集中してきた。しかしながら、不均衡は依然として高水準かつ持続的であり、対外資産・負債の水準も拡大を続けている。我々は、対外収支を評価するに当たっては、サービス貿易・所得収支を含む経常収支の全ての構成要素に着目する必要性に留意する。協力推進の精神に基づき、我々は、過度の対外不均衡に対処し、強固で、持続可能で、均衡ある、かつ、包摂的な成長というG20の目標実現に対するリスクを軽減するには、各国の実情に即しつつ、注意深く策定されたマクロ経済・構造政策が必要であることを確認する。
7. 高齢化を含む人口動態の変化は、全てのG20構成国に対して課題と機会をもたらし、こうした変化は、

財政・金融政策、金融セクター政策、労働市場政策及びその他の構造政策にわたる政策行動を必要とする。高齢化社会における金融包摂を強化するため、我々は、「高齢化と金融包摂のためのG20福岡ポリシー・プライオリティ」を承認する。

強固な世界経済の成長の醸成

貿易と投資

8. 我々は、G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合閣僚声明を歓迎する。我々は、自由、公正、無差別で透明性があり予測可能な安定した貿易及び投資環境を実現し、我々の開かれた市場を維持するよう努力する。国際的な貿易及び投資は、成長、生産性、イノベーション、雇用創出及び開発の重要なエンジンである。我々は、世界貿易機関(WTO)の機能を改善するため、必要なWTO改革への支持を再確認する。我々は、第12回WTO閣僚会議に向けた取組を含め、他のWTO加盟国と建設的に取り組んでいく。我々は、WTO加盟国によって交渉されたルールに統合的な紛争解決制度の機能に関して、行動が必要であることに合意する。さらに、我々は、WTO協定と統合的な二国間及び地域の自由貿易協定の補完的役割を認識する。我々は、ビジネスを可能とする環境を醸成するため、公平な競争条件を確保するよう取り組む。

過剰生産能力

9. 我々は、鉄鋼の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラム(GFSEC)におけるこれまでの進展に留意しつつ、GFSECメンバーの関係閣僚に対し、2019年の秋までに、フォーラムの取組を更に進めるための方法について、探究し、コンセンサスに至るよう求める。

イノベーション：デジタル化、データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト(信頼性のある自由なデータ流通)

10. イノベーションは経済成長の重要な原動力であり、持続可能な開発目標(SDGs)への前進及び包摂性向上にも寄与し得る。我々は、デジタル化及び新興技術の実装の促進を通じて、包摂的で持続可能な、安全で、信頼できる革新的な社会の実現に向けて取り組む。我々は、ソサエティ5.0として日本によって推進されている人間中心の未来社会の観念を共有する。デジタル化が我々の経済・社会のあらゆる側面に革新をもたらしている中、我々は、経済成長、開発及び社会福祉を可能にするものとして、データの効果的な活用が果たす決定的役割を認識する。我々は、データの潜在力を最大限活用するため、国際的な政策討議を促進することを目指す。

11. データ、情報、アイデア及び知識の越境流通は、生産性の向上、イノベーションの増大及びより良い持続的開発をもたらす一方で、プライバシー、データ保護、知的財産権及びセキュリティに関する課題を提起する。これらの課題に引き続き対処することにより、我々は、データの自由な流通を更に促進し、消費者及びビジネスの信頼を強化することができる。この点において、国内的及び国際的な法的枠組みの双方が尊重されるべきことが必要である。このようなデータ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト(信頼性のある自由なデータ流通)は、デジタル経済の機会を活かすものである。我々は、異なる枠組みの相互運用性を促進するために協力し、開発に果たすデータの役割を確認する。我々はまた、貿易とデジタル経済の接点の重要性を再確認し、電子商取引に関する共同声明イニシアティブの下で進行中の議論に留意し、WTOにおける電子商取引に関する作業計画の重要性を再確認する。

12. デジタル経済におけるイノベーションを更に促進するために、我々は、効果的な政策と、規制のサンドボックスの使用を含め、革新的かつ機動的で柔軟性があり、デジタル時代に適応した規制アプローチ及

び枠組みに関するグッドプラクティスの共有を支持する。人工知能(AI)の責任ある開発及び活用は、SDGsを推進し、持続可能で包摂的な社会を実現するための原動力となり得る。AI技術への人々の信頼と信用を醸成し、その潜在能力を十分に引き出すために、我々は、AIへの人間中心のアプローチにコミットし、経済協力開発機構(OECD)AI勧告から引用された拘束力を有さないG20・AI原則を歓迎する。さらに我々は、デジタル経済におけるセキュリティを促進すること及びセキュリティギャップと脆弱性に対処することの重要性が高まっていることを認識する。我々は、知的財産の保護の重要性を確認する。モノのインターネット(IoT)を含む新興技術の急速な広がりに伴い、デジタル経済におけるセキュリティについて進行中の議論の価値は高まっている。我々、G20構成国は、これらの緊急の課題への更なる取組の必要性を認識する。我々は、中小零細企業と全ての個人、特に脆弱なグループの人々の間で、デジタル格差を克服し、デジタル化の採用を促進することの重要性を再確認し、また、スマートシティの開発に向けた都市間のネットワーク化と経験共有を奨励する。

質の高いインフラ投資

13. インフラは経済の成長と繁栄の原動力である。我々は、我々の共通の戦略的方向性と高い志として、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を承認する。これらは、質の高いインフラが、「投資対象としてのインフラに向けたロードマップ」に沿いインフラ・ギャップの縮小に向けて継続中のG20の努力の必要不可欠な一部であることを強調する。我々は、公的財政の持続可能性を保つ形での持続可能な成長と開発を達成するためのインフラの正のインパクトの最大化、ライフサイクル・コストでみた経済性の向上、女性の経済的なエンパワーメントを含めた環境・社会配慮の統合、自然災害その他のリスクに対する強じん性の強化、及びインフラ・ガバナンスの強化の重要性を強調する。我々は、質の高いインフラ投資に係るあり得る指標を探求することを含めて、インフラを投資対象へと育成するための要素を引き続き前進させていくことを期待する。

グローバル金融

14. 我々は、強固で、クォータを基礎とし、かつ、十分な資金基盤を有する国際通貨基金(IMF)を中心としたグローバル金融セーフティネットを更に強化するとコミットメントを再確認する。我々は、第15次クォーター一般見直しを遅くとも2019年年次総会までに完了することに引き続きコミットしており、IMF資金とガバナンス改革に関する作業を最優先事項として迅速に進めることをIMFに求める。我々は、カンントリー・プラットフォームや、開発金融におけるリスク保険を向上させるための世銀グループ(WBG)による努力を含む、賢人グループ(EPG)の提言のフォローアップ作業の進捗を支持する。我々は、資本フローに関する国際機関の取組を歓迎する。OECDは、資本移動自由化コードの見直しを完了した。我々は、EPGの提言が複数年にわたる性質のものであることを認識しつつ、その作業を継続する。
15. 我々は、債務の透明性を向上し、債務の持続可能性を確保するための、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働の重要性を再確認する。我々は、IMF及びWBGに、「様々な角度からのアプローチ」等の下で、債務の記録・監視・報告、債務管理、公的財政管理、国内資金動員の分野における債務者の能力強化のための取組を継続することを求める。我々は、IMF及び世銀グループに、債務上限ポリシー及び非譲許的借入ポリシーの見直しの文脈で、担保付貸付の慣行の分析を引き続き深めることを奨励する。我々は、「G20持続可能な貸付に係る実務指針」の実施に関する任意の自己評価の完了、及びその評価結果と政策提言をまとめたIMF及びWBGのノートを歓迎する。我々は、評価を完了したG20及び非G20諸国・地域を称賛するとともに、貸付慣行の改善を目指して、このノートで強調されている課題の

継続的な議論を求める。我々は、民間貸付に係る債務の透明性及び持続可能性を向上させるための、「債務透明性のための任意の原則」に関する国際金融協会の取組を支持し、フォローアップを期待する。我々は、債権者たる新興国のより幅広い関与に向けて、二国間の公的債務を再編するための主要な国際フォーラムとしてパリクラブが進めている取組を支持し、パリクラブと協働するために、インドがパリクラブに事案に応じた参加を自発的に決定したことを歓迎する。

16. 我々は、世界規模で公正、持続可能かつ現代的な国際課税システムのための協力を継続するとともに、成長志向の租税政策を推進するための国際協力を歓迎する。我々は、G20/OECD「税源浸食と利益移転(BEPS)」パッケージの世界的な実施及び税の安定性向上の重要性を再確認する。我々は、経済の電子化に伴う課税上の課題への対応に関する最近の進捗を歓迎し、BEPS包摂的枠組みによって策定された、2つの柱から成る野心的な作業計画を承認する。我々は、2020年までの最終報告書によるコンセンサスに基づく解決策のための取組を更に強化する。我々は、税を目的とする情報の自動的交換の進捗を含む税の透明性に関する最近の成果を歓迎する。我々はまた、国際的に合意された税の透明性の基準を満足に実施していない法域の更新されたリストを歓迎する。我々は、強化された全ての基準を考慮した、OECDによるリストの更なる更新を期待する。リストに載った法域に対しては、防御的措置が検討される。2015年のOECD報告書は、この点に関する利用可能な措置を列挙している。我々は、全ての法域に対し多国間税務行政執行共助条約に署名及び批准するよう求める。我々は、開発途上国における税に関する能力構築に対する支持を再確認する。
17. 技術革新は、金融システム及びより広い経済に重要な便益をもたらし得る。暗号資産は、現時点でグローバル金融システムの安定に脅威をもたらしていないが、我々は、注意深く進展を監視するとともに、既存の及び生じつつあるリスクに警戒を続ける。我々は、金融安定理事会(FSB)と他の基準設定主体による進行中の作業を歓迎するとともに、追加的な多国間での、必要に応じた対応にかかる助言を求める。我々は、マネーロンダリング及びテロ資金供与への対策のため、最近改訂された、仮想資産や関連業者に対する金融活動作業部会(FATF)基準を適用するとのコミットメントを再確認する。我々は、FATFの解釈ノート及びガイダンスの採択を歓迎する。我々はまた、分散型金融技術のあり得る影響、及び当局が他のステークホルダーとどのように関与できるかについてのFSBの作業を歓迎する。我々は、サイバーの強じん性を高める努力を強化し続ける。
18. 我々は、マネーロンダリング、テロ資金供与及び拡散金融と闘い、これを防止するための国際基準を設定することにおけるFATFの不可欠な役割を強調する国連安保理決議2462号を歓迎する。我々は、FATF型地域体のグローバルネットワークを強化することを含め、これらの脅威と闘う努力を強化することについての我々の強いコミットメントを再確認する。我々は、FATF基準の完全、効果的かつ迅速な履行を求める。
19. 合意された国際基準に基づく、開かれた、強じんな金融システムは、持続可能な成長を支えるために極めて重要である。我々は、合意された金融規制改革の完全、適時かつ整合的な実施に引き続きコミットしている。我々は、FSBに対して、その影響を引き続き評価するよう求める。我々は、金融安定性に対する脆弱性と生じつつあるリスクについて、引き続き注視し、マクロ・プルーデンスの手段を含め、必要に応じ対処する。ノンバンク金融仲介が金融システムに歓迎される多様性を与える一方、我々は引き続き、関連する金融安定リスクを、適切に特定、注視、対処する。我々は、市場の分断についての取組を歓迎し、その意図せざる、悪影響に対して、規制・監督上の協力等により対処する。我々は、コルレス銀行関係の解消の原因及び結果について、引き続き監視し、対処する。サステナブル・ファイナンスの動員及び金融包摂の強化は、世界の成長にとって重要である。我々は、こうした分野における民間部門の参加と透明性を歓迎する。

腐敗対策

20. 我々は、関連する国際文書及びメカニズム間の相乗作用を強化しつつ、「G20腐敗対策行動計画2019-2021」の履行を通じて、腐敗を防止し、これと闘い、清廉性を促進するグローバルな努力において先導的な役割を担うことに引き続きコミットする。我々は、腐敗との闘いはインフラの質と信頼性を確保する上で極めて重要である旨認識しつつ、「インフラ開発における清廉性と透明性に関するグッドプラクティス集」を我々の更なる取組の一部として歓迎する。我々は、「効果的な公益通報者保護のためのハイレベル原則」を承認する。我々は、腐敗との闘いにおけるG20構成国間のハイレベルの国際協力を追求し、腐敗の防止に関する国際連合条約のレビュープロセスを含め、同条約の効果的実施を通じて、模範を示すことにより主導するとのコミットメントを再確認する。我々は、外国公務員贈賄と闘い、G20各国ができる限り早く外国公務員贈賄を犯罪化する国内法を整備することを確保するための取組を強化する。我々は、OECD外国公務員贈賄防止条約の遵守に向けた努力に留意する。我々は、腐敗と闘うための実地的な協力を継続し、G20及び国際的なコミットメント並びに国内法制度と整合的な形で、腐敗関係の捜査対象者及び彼らの腐敗の収益の安全な逃避先を否定するという我々のコミットメントを再確認し、財産回復協力に一層緊密に協力する。我々は、腐敗に関連する深刻な経済犯罪者及び奪われた財産の回復に対処するための国際協力の現状に関する報告書が関連国際機関によって準備されることを期待する。加えて、我々はまた、関連国際機関による腐敗とジェンダーの連関に関する取組を歓迎する。

不平等に対処することによる成長の好循環の創出

労働及び雇用

21. 人口高齢化はG20構成国で様々な速度で進行している。G20諸国の人口動態上の共通点及び相違点を考慮し、我々は、若者や女性、障がい者の経済活動への参加を引き続き増やしつつ、高齢期も労働市場に参加できるような健康で活力ある高齢化社会の促進の重要性を認識する。我々は、職業生活の長期化が見込まれていることを踏まえ、雇用創出及び柔軟な働き方を促進し、雇用の質の向上と、生涯学習を通じた労働者の雇用可能性の増進を目指すとともに、各国の国毎の状況に応じて介護労働者を含む全ての者の労働条件の改善に向けて努力する。我々はまた、若年層の雇用機会及び雇用可能性を引き続き促進する。我々は、労働雇用大臣に対し、9月の松山での会合において、人口動態の傾向に適応するために採り得る政策上の優先事項を特定するよう求める。我々は、生じつつある新たな労働形態、とりわけ技術革新によって生じるものは、就業機会の源になり得るとともに、ディーセント・ワーク及び社会保護制度にとって課題ともなり得ることを認識する。我々は、民間部門の見解を考慮しつつ、これらの新たな労働形態に対して適切な政策対応を策定するよう努力するに当たり、労働雇用大臣に対して経験及びグッドプラクティスを一層共有するよう奨励する。我々は、ディーセント・ワークを推進し、持続可能なグローバル・サプライ・チェーンの促進を通じたものを含め、仕事の世界において、児童労働、強制労働、人身売買、及び現代の奴隷制を根絶するための行動をとるというコミットメントを再確認する。

女性のエンパワーメント

22. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である。我々は、我々の政策のあらゆる側面において、かつ今後のサミットにおける横断的な課題として、これらの重要性を再確認する。我々は、2025年までに労働力参加における男女間の格差を25%削減するとのブリスベン・ゴールに向けて更なる進捗が得られたことに留意する。我々は、国際労働機関(ILO)及びOECD

が作成した「G20諸国における働く女性」進捗報告書に留意し、我々の努力を加速化させる必要性を認識する。労働雇用大臣による継続的な努力に立脚して、我々は、当該年次報告書を基礎として、女性の雇用の質を含め、ブリスベン・ゴールに向けたG20における各国の進捗及び行動を交換する。我々はまた、女性の労働市場参加に対する主要な障害となっている、無償ケア労働におけるジェンダー格差にも取り組む。我々は、女性の雇用の質を改善し、男女の賃金格差を減少させ、女性に対するあらゆる形態の差別を終わらせ、固定観念と闘い、女性を平和の代理人として、また、紛争の予防及び解決において、認識するために更なる行動を取ることにコミットする。

23. 我々は、質の高い初等・中等教育の提供、STEM(科学、技術、工学及び数学)教育へのアクセスの改善及びジェンダーに関する固定観念の排除に向けた意識向上を含め、女兒・女性教育及び訓練への支援を継続することにコミットする。デジタル面におけるジェンダー格差を埋めるため、我々は引き続き、貧困層及び農村部の女兒・女性のニーズに焦点を置きつつ、彼女たちのデジタル技術へのアクセスを向上させる。我々は、デジタルの文脈におけるものも含め、あらゆるジェンダーに基づく暴力、虐待及びハラメントを根絶するために措置を講じることの重要性を再確認する。我々は、とりわけ民間部門による、女性の管理職及び意思決定に関わる地位へのアクセスを促進し、女性のビジネスリーダー及び起業を育成するための取組を歓迎する。我々は、女性の起業を促進するため、技能開発を支援し、資金へのアクセスを提供する取組の重要性を再確認し、アフリカを含む開発途上国における女性の起業を支援するための女性起業家資金イニシアティブ(We-Fi)の継続的な実施を歓迎する。我々は、管理職や意思決定に関わる地位にある女性の数を増やすための措置を取る企業の認識や、ジェンダーに対応した投資を含む民間部門による取組を奨励することの重要性を認識する。我々は、「エンパワメントと女性の経済代表性向上(EMPOWER)」のための民間部門アライアンスの立ち上げを歓迎し、同アライアンスに対して、民間部門における女性の進出を唱導することを求め、今後のサミットにおいて、その進捗を評価し、その具体的な取組を共有する。

観光

24. 観光産業は世界のGDPの相当の割合を占め、引き続き世界経済の成長の重要な牽引役となることが見込まれる。我々は、特に女性及び若者のための、また、創造産業における、質の高い雇用と起業の創出、経済的な強じん性及び回復、持続可能な観光に関する計画及び管理を通じた自然資源の保護、並びに、包摂的かつ持続可能な開発の実現に対する観光部門の貢献を最大限にするために取り組んでいく。

農業

25. 増加する世界の人口に対し、食料安全保障を達成し、栄養状況を改善するためには、自然資源の持続可能な管理とより両立し得る方法で、農業生産性を高め、また、食料の損失及び廃棄の削減を含め、流通をより効率的に行う必要がある。この目的のために、我々は、情報通信技術(ICT)、人工知能(AI)、ロボット工学等の既存の、新たな又は先端の技術のアクセスと利用の重要性を強調し、関係者間の分野横断的な協力を奨励する。我々はまた、農業・食品分野において新規参入者を引き付け、若者と女性のエンパワメントを行う上で、全ての人々に対するイノベーション、技能研修及び生涯学習を推奨する。我々は、農村地域の再活性化にも貢献する、持続可能で、科学に基づく、強じんな農業・食品バリューチェーンを、家族農業及び小規模農家を含め、包摂的かつ衡平な方法で発展させることの重要性を認識する。我々は、既存の又は生じつつある動植物の衛生問題に対応するための情報共有及び研究協力の継続・強化の必要性を強調する。我々はさらに、より持続可能な農業・食品分野に向けたグッドプラクティス及び知識についての任意の交換を推奨する。

包摂的かつ持続可能な世界の実現

開発

26. 9月の国連ハイレベル政治フォーラム及び国連開発資金ハイレベル対話を目指して、我々は、持続可能な開発のための2030アジェンダ及びアディスアベバ行動目標の適時の実施に貢献することにおいて主導的な役割を果たすことを引き続き決意している。我々は、開発のための国際的な公的及び民間資金、並びに、ブレンディッド・ファイナンスを含むその他の革新的資金調達メカニズムが、我々の共同の取組を高めていく上で重要な役割を担うことができることを認識する。持続可能な開発のための2030アジェンダに関するG20の行動計画に基づいて、「大阪アップデート」は、同アジェンダの達成に貢献し、「誰一人取り残さない」ことを確保することに向けた共同のかつ具体的な行動を強調する。我々は、「大阪包括的説明責任報告書」を歓迎する。
27. 我々は、民間部門の資金の動員、能力構築支援など、あらゆる実施手段を用い、貧困の撲滅、質の高いインフラ投資、ジェンダー平等、保健、教育、農業、環境、エネルギー、産業化等の分野で開発途上国がSDGsの適時な実施に向けて前進するための努力を支援する。我々は、G20構成国による二国間の関与を強化させ、「アフリカとのコンパクト」(CwA)の実施における世銀グループ、アフリカ開発銀行及びIMFの役割を強化させた上で、CwAを含むG20アフリカ・パートナーシップ、アフリカの産業化支援に関するG20イニシアティブ、及びアフリカ連合のアジェンダ2063に示されたアフリカのビジョンの実現に貢献するその他の関連イニシアティブへの継続した支持を強調する。我々は、違法な資金フローに対処することに引き続きコミットし、今後のサミットにおいて評価する。
28. 我々は、「G20持続可能な開発のための人的資本投資イニシアティブ」で強調されているように、人的資本に投資し、全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を推進するという我々のコミットメントを再確認する。我々は、SDGs達成のための科学技術イノベーション(STI)の重要性を認識し、「SDGs達成のためのSTIロードマップ策定の基本的考え方」を承認する。我々は、南北協力、南南協力及び三角協力並びに自然災害に対する財務上の強じん性を促進させる手段としての災害リスクファイナンス調達及び保険スキームを含む防災に関する更なる取組の重要性を認識する。
29. 我々は、第19次国際開発協会増資及び第15次アフリカ開発基金増資を成功裏に達成するための作業を継続する。我々は、国際復興開発銀行及び国際金融公社の拡大した役割を踏まえ、増資パッケージの完全かつ適時の実施を求める。

国際保健

30. 保健は、持続可能かつ包摂的な経済成長の前提条件である。我々は、国毎の状況及び優先事項に応じて、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ」達成に向けて前進するとのコミットメントを想起する。我々は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジに関する国連総会ハイレベル会合を期待する。医薬品へのアクセス、予防接種、栄養、水・衛生、健康増進及び疾病予防を含むプライマリ・ヘルス・ケアは、健康及び包摂を前進させるための礎である。我々は、保健人材及び政策策定のための人材を向上させること並びに費用対効果が高く適切なデジタルその他の革新的な技術のような政府及び民間によるイノベーションの促進を通じることも含めて、医療の質に焦点を当てつつ保健システムを強化する。持続可能な保健財政の重要性を認識しつつ、我々は、財務・保健大臣会合の合同セッションにおいて我々のコミットメントが確認されたように、「途上国におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ・ファイナンスの重要性に関するG20共通理解」に従い、保健・財務当局間の更なる協力を要請する。我々は、国際機関及び全ての関係者に対し、効果的に協力するよう奨励し、全ての人々のための健康的な生活及び福祉のための世界行動

計画の今後の発表を期待する。

31. 我々は、健康増進、感染症及び非感染性疾患の予防と制御に対処するための政策措置、並びに、人口動態の傾向を含む各国の事情に従った人間中心で、分野横断的かつコミュニティに根ざした生涯を通じた統合された医療及び介護を通じて、健康で活力ある高齢化を促進する。我々は、認知症を持つ人々及び介護者の生活の質(QOL)を向上させることを目指し、リスク削減、介護の持続可能な提供及び包摂的な社会促進及び包摂的な社会を含め、認知症の対策のための包括的な一連の政策を実施する。
32. 我々は、我々自身の中核的な能力の強化及びWHO国際保健規則(2005)に従った他国の能力支援を含む公衆衛生、備え及び対応の改善にコミットする。我々は、適時の財政的及び技術的双方の支援を通じて、また、健康危機に対する国際的な対応のためにWHOが有する中心的な調整責任に沿って、アフリカにおける現在のエボラ出血熱の流行に苦しむ国々を支援する。我々は、世界的な健康危機に対する資金調達メカニズムの持続性と効率性に取り組む。我々は、ポリオを撲滅し、エイズ、結核及びマラリアの流行を終わらせるとのコミットメントを再確認するとともに、世界エイズ・結核・マラリア対策基金の第6次増資の成功を期待する。
33. 我々は、薬剤耐性(AMR)に取り組むためのワン・ヘルス・アプローチに基づく努力を加速させる。国連AMRに関する機関間調整グループ及びその他の関連イニシアティブから勧告を受けたAMRに関する国連事務総長報告書を認識し、我々は、国際機関を含む全ての関係者に対し、AMRと闘うための世界的な取組に貢献する、それぞれの任務に関連する項目に関して行動し協調するよう促す。我々は、感染予防及び行き過ぎた抗菌薬使用の削減のための政策手段の必要性を認識する。抗菌薬の管理とアクセスを促進するために更なる行動をとるべきである。国際薬剤耐性研究開発ハブによる進行中の取組に留意し、我々はAMRに取り組むための研究開発を促進する。我々は、関心あるG20構成国及び国際薬剤耐性研究開発ハブに対し、AMR研究開発の最良のモデルを特定するため、プッシュ及びプルの仕組みを分析し、関連のG20閣僚に報告するよう求める。

地球環境問題と課題

34. 「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)及び「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム」(IPBES)の重要な作業に留意しつつ、また、近年の異常気候や災害に照らして、我々は、気候変動、資源効率、大気汚染、土地汚染、淡水汚染、海洋プラスチックごみを含む海洋汚染、生物多様性の損失、持続可能な消費と生産、都市環境の質その他の環境問題を含む複雑で差し迫ったグローバルな課題に対処し、また、持続可能な成長を促進しながら、最良の入手可能な科学を用いて、エネルギー転換を促進し主導する緊急の必要性を認識する。産業界が公的部門と相乗効果を持って重要な役割を果たす形で、環境と成長の好循環が技術革新を通じて行われるパラダイム・シフトが必要とされている。この目的のため、我々は、好循環を加速化させ、強じん、包摂的で、持続可能な将来への転換を主導する重要性を強調する。我々は、具体的で実際の行動をとり、世界中から国際的な最良の慣行と知識を集め、公的及び民間の資金、技術及び投資を動員し、ビジネス環境を改善する重要性を強調する。

気候変動

35. この目的のために、我々は、公的及び民間資金の動員及び両者の連携を含む持続的開発のための包摂的資金調達、並びに、低排出及び強じんな開発のための幅広い分野におけるイノベーションを促進するために努力する。非国家主体を含む広範な参加を得て、全てのレベルにおいて気候に関する行動をとることが、このようなパラダイム・シフトを実現させる鍵となる。この努力を更に促進するに当たり、各国

の事情に応じて、我々は、スマートシティ、生態系・コミュニティに根ざしたアプローチ、自然に根ざした解決策及び伝統的かつ先住民の知識を含む幅広いクリーンテクノロジーやアプローチを検討する。我々は、特に最も脆弱なコミュニティにとっての適応及び災害リスク軽減における行動及び協力を支援するための取組を強化し、更に議論を深め、緩和行動、適応措置、環境保護及び強じんなインフラとの間の一貫性を育む必要がある。我々は、G20ブエノスアイレス・サミットの成功に続き、パリ協定の実施指針が成功裏に採択されたこと、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の第24回締約国会議(COP24)においてタラノア対話の総括が完了したこと、及び軽井沢でのG20エネルギー・環境大臣会合における成果に留意する。我々は、この機運を最大限活用することを決意し、国連事務総長による気候アクションサミットの成功及びチリのサンティアゴにおける国連気候変動枠組条約第25回締約国会議(COP25)での具体的成果を期待する。ブエノスアイレスにおいてパリ協定の不可逆性を確認した、及び同協定を実施することを決意している同協定の署名国は、各国の異なる状況に照らし、共通だが差異ある責任と各国の能力を踏まえて、同協定の完全な履行についてのコミットメントを再確認する。2020年までに、我々は、更なる世界的な努力が必要であることを考慮して、「自国が決定する貢献」(NDC)を提出し、更新し又は維持することを目指す。我々は、パリ協定に整合的な形で緩和と適応の双方において開発途上国を支援するための財源を提供することの重要性を強調する。

36. 米国は、パリ協定が米国の労働者及び納税者を不利にするとの理由から、同協定から脱退するとの決定を再確認する。米国は、経済成長、エネルギーの安全保障とアクセス及び環境保護を促進するとの強いコミットメントを再確認する。エネルギーと環境に対する米国のバランスのとれたアプローチは、クリーンで先進的な化石燃料や技術、再生可能エネルギー、民生用原子力を含むあらゆるエネルギー源や技術を活用するとともに、排出量を削減し、経済成長を促進しながら、全ての市民に対し、安価で信頼性が高く、安全なエネルギーの配送を可能とする。米国は、排出量の削減において世界の指導者である。米国のエネルギー関連の二酸化炭素排出量は、2005年から2017年の間に、革新的なエネルギー技術の開発と展開により、経済が19.4%成長しているにもかかわらず、14%減少した。米国は引き続き、排出量を減らし、よりクリーンな環境を提供し続けるため、先進技術の開発と配備にコミットする。

エネルギー

37. 我々は、目標を達成するために国によって異なる道筋が存在することを認識しつつ、可能な限り早急に、我々のエネルギーシステムを、低廉で、信頼でき、持続可能で、温室効果ガスの排出の少ないシステムへ変えるために、「3E+S」(エネルギー安全保障、経済効率性、環境+安全性)を実現するエネルギー転換の重要性を認識する。G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合のコミュニケを想起しつつ、我々は、エネルギーミックスにおけるあらゆるエネルギー源及び技術の役割、並びに、よりクリーンなエネルギーシステムを達成するために国によって異なる道筋が存在することを認識する。我々はまた、水素、並びに、各国の状況に応じて、「カーボン・リサイクル」及び「エミッション・トゥ・バリュー」に関する作業に留意しつつ、二酸化炭素回収・利用・貯留(CCUS)を含む、エネルギー転換に向けた革新的、クリーンで効率的な技術の更なる発展によってもたらされる機会を認識する。我々は、「クリーンエネルギー技術のための研究開発(RD20)」と呼ぶG20議長国である日本のイニシアティブを認識する。エネルギーの安全な流れに関する懸念を浮き彫りにした最近の出来事を考慮し、我々は、インフラの強じん性、安全性及び開発、並びに、様々な供給源、供給者及び経路から途絶されないエネルギーの流れを含め、エネルギーシステム転換のための指針の一つとしての世界のエネルギー安全保障の重要性を認識する。我々は、エネルギーアクセス、アフォーダビリティ、エネルギー効率及びエネルギー貯蔵を含め、広範囲のエネルギー関連問題における国際協力の重要性を認識する。

我々は、最貧困層を対象とする支援を提供する一方で、無駄な消費を助長する非効率的な化石燃料補助金を中期的に合理化し、段階的に廃止する共同のコミットメントを再確認する。

環境

38. 我々は、循環経済、持続可能な物質管理、3R(リデュース、リユース、リサイクル)及び廃棄物の価値化等の政策やアプローチを通じた資源効率性の向上が、SDGs達成、及び、広範な環境問題に対処し、競争力及び経済成長を向上し、資源を持続可能な方法で管理し、雇用を創出することに貢献することを認識する。我々は冷却部門におけるイノベーションにおける民間部門との協力を奨励する。我々はまた、リサイクル製品の需要を増やすために関係者と協力する。我々は、議長国を務める日本の下でG20資源効率性対話のロードマップが策定されることを期待する。
39. 我々は、海洋ごみ、特に海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに対処する措置は、全ての国によって、関係者との協力の下に、国内的及び国際的に取られる必要があることを再確認する。この点に関し、我々は、海洋へのプラスチックごみ及びマイクロプラスチックの流出の抑制及び大幅な削減のために適切な国内的行動を速やかに取る決意である。さらに、これらのイニシアティブ及び各国の既存の行動の先を見越して、我々は、共通の世界のビジョンとして、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有し、国際社会の他のメンバーにも共有するよう呼びかける。これは、社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すものである。我々はまた、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を支持する。
40. 違法・無報告・無規制(IUU)漁業は、世界の多くの地域において、引き続き海洋の持続可能性にとって深刻な脅威となっているため、我々は、海洋資源の持続的な利用を確保し、生物多様性を含め、海洋環境を保全するために、IUU漁業に対処する重要性を認識しIUU漁業を終わらせるという我々のコミットメントを再確認する。

避難と移住

41. 我々は、OECDがILO、国際移住機関(IOM)及び国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)と協力しつつ策定した「G20への2019年国際的移住及び避難の傾向と政策に関する報告」に留意する。我々は、G20において、これらの問題の様々な側面についての対話を続ける。
42. 難民の大規模な動きは、人道的、政治的、社会的及び経済的な影響を伴う世界的な懸念である。我々は、避難の根本原因に対処し、増大する人道的ニーズに対応するための共同行動の重要性を強調する。
43. 我々は、議長国を務め大阪サミットを成功裏に主催し、G20プロセスへ貢献した日本に感謝すると共に、2020年にサウジアラビア、2021年にイタリア、2022年にインドで再会できることを楽しみにしている。

付属文書

関係閣僚会合閣僚宣言・声明

1. G20新潟農業大臣宣言(2019年5月11日~12日)
2. G20貿易・デジタル経済大臣会合閣僚声明(2019年6月8日~9日)
3. G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明(2019年6月8日~9日)
4. G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合閣僚声明(2019年6月)

15日～16日)

G20ワーキンググループ等付属文書

1. 質の高いインフラ投資に関するG20原則
2. 経済の電子化に伴う課税上の課題に対するコンセンサスに基づいた解決策の策定に向けた作業計画
3. 高齢化と金融包摂のためのG20福岡ポリシー・プライオリティ
4. 金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ(GPFI)作業計画提案
5. 途上国におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ・ファイナンス強化の重要性に関するG20共通理解
6. G20インフラ開発における清廉性と透明性に関するグッドプラクティス集
7. G20効果的な公益通報者保護のためのハイレベル原則
8. G20 AI原則
9. 女性労働参画進捗報告書
10. G20持続可能な開発のための人的資本投資イニシアティブ
11. 持続可能な開発のための2030アジェンダに関するG20行動計画に基づく大阪アップデート
12. 持続可能な開発目標達成のための科学技術イノベーション(STI for SDGs)ロードマップ策定の基本的考え方
13. G20開発コミットメントに関する大阪包括的説明責任報告書
14. G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組
15. G20適応と強靱なインフラに関するアクション・アジェンダ
16. 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関するG20軽井沢イノベーションアクションプラン

23. 河野外務大臣及び安倍総理夫人からの礼状

この度、G20大阪サミットを成功裡に終えることができたのは、貴協議会をはじめとする大阪の皆様の多大なる御協力と御支援によるものです。政府を代表して深く御礼申し上げます。

サミット開催中は、交通規制や安全対策等により、地元の皆様にご不便をおかけすることになりましたが、貴協議会のお力添えもあり、地元の皆様にも御理解、御協力いただき、交通総量抑制も目標を達成しました。

今回のサミットでは、世界の首脳に、先進的な大都市としての大阪とともに、大阪の伝統や食文化等、多面にわたる大阪の魅力をアピールさせていただきました。

末筆ながら、大阪の一層の躍進と、吉村会長を始め貴協議会の関係者の皆様の益々の御清栄をお祈り申し上げます。

令和元年七月

外務大臣

河野太郎

二〇一九年G20大阪サミット関西推進協力協議会会長

吉村洋文様

先般のG20大阪サミット配偶者プログラムに際しましては、多大なる御協力を頂き、ありがとうございます。お陰をもちまして、各国首脳・国際機関の配偶者の皆様に、美しい自然や、豊かな文化・伝統について理解を深めていただくとともに、未来に美しい海を引き継ぐ方途について考えていただく機会を持つことができました。

二日間を通じて行われた本プログラムは、日本の多様な魅力を発信する大変良い機会になりました。これは、ひとえに、大阪府及びG20大阪サミット関西推進協力協議会の皆様の全面的な御協力あってのものであり、貴府知事をはじめ御尽力いただきました全ての関係者の方々に、厚くお礼申し上げます。

貴府知事の御健勝とますますの御活躍を心からお祈り申し上げます。

令和元年七月

安倍昭恵

大阪府知事
吉村洋文様

24. G20大阪サミットの開催期間中の成果等

G20大阪サミットの開催について

住民・事業者の協力による円滑な会議環境の確保①

G20大阪サミット交通総量抑制連絡会

- 交通総量抑制の期間・目標：2019年6月27日(木)～30日(日)の4日間の交通量を平日通常時の50%削減を目標として設定
- 構成団体：大阪府警察、2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局、近畿地方整備局、近畿管区警察局、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、日本郵便株式会社、経済団体等
- 開催内容：第1回連絡会(2018年10月4日)：交通総量50%削減を目標として設定
第2回連絡会(2019年2月22日)：認知度調査(第1回)の結果を基に、交通総量抑制対策について検討
第3回連絡会(2019年5月27日)：認知度調査(第2回)の結果報告、交通規制内容の説明等を実施

開催周知と交通総量抑制の啓発と促進

- ・交通総量抑制対策として
「不要不急の外出を控える」、「マイカー利用の自粛」、「公共交通機関の利用」、「業務用車両の運行調整」の協力を依頼(業務用車両の運行調整の例：期間外へのシフト、深夜・早朝へのシフト、ナンバープレート末尾の奇数・偶数による運行調整等)
- ・計7回にわたり関西経済3団体へ依頼文書を発出し、府・市の関係団体(約500団体)へも周知・協力依頼
 - ▶サミットの開催周知、交通総量抑制対策の協力依頼
 - ▶株主総会等の催事の開催についての配慮・協力依頼
 - ▶テレワーク、出張日程調整、休暇勧奨等の配慮・協力依頼 など
- ・ポスターの掲出(10.1万枚)、リーフレットの配布(82万枚)
 - ▶第1ステージ「周知」：ポスター2万枚 リーフレット16万枚
 - ▶第2ステージ「理解促進」：ポスター5.6万枚 リーフレット43万枚
 - ▶第3ステージ「参画」：ポスター2.5万枚 リーフレット23万枚
- ・鉄道各社等におけるデジタルサイネージへの掲出・駅構内放送等
- ・テレビCM放映やラジオCM放送、自治体広報紙における周知
 - ▶テレビ：6/7～18、ラジオ：5/10～16・6/6～26
- ・新聞折込(5大紙)：3/23約256万枚、6/22約251万枚
- ・業務用車両への啓発ステッカーの貼付(約7万枚)
- ・ポケットティッシュ(3～6月にかけてイベントや主要駅等で計18万個配布)

リーフレット
(6/22新聞折込)



啓発ステッカー



住民・事業者の協力による円滑な会議環境の確保②

交通関係

〔交通規制の実施状況〕

サミット開催時には、

- ・サミットの会場となったインテックス大阪周辺
- ・各国首脳等の宿泊した大阪市内のホテル周辺
- ・来離日に利用された関西国際空港周辺
- ・これらを結ぶ高速道路や大阪市内の幹線道路

を中心に頻繁かつ長時間にわたる交通規制

⇒今回の交通規制に伴う大きな渋滞の発生は認められなかった

交通総量を平日通常時の
50%削減とする目標を達成

51.2%削減

(しかしながら、新聞等では若干の混乱の報道も)

- ・首脳らが宿泊するJR大阪駅周辺では路線バスの運行が乱れたほか、大阪シティバスの路線バス274便が運休、最大3時間の遅れ(8/23産経新聞)。

経済界・行政機関等の取組み

〔主な宅配便業者の配送中止〕

- ・ヤマト運輸：大阪府域への配送 6/27～7/2 大阪府域等からの荷受け 6/27～30
- ・佐川急便：大阪府域等への配送 6/27～30
- ・日本郵便：大阪府域等を通る一部の配送 6/27～30

〔その他企業等の取組み〕

- ・大手企業の休業、社員の休暇勧奨など

〔府・市の主な取組み〕

- ・消防・保健医療に関し24時間体制で対応
 - ▶消防：全国消防と連携し、消防特別警戒を実施
 - ▶医療：厚労省の現地対策本部に参画し、感染症等への体制確保
- ・学校の休校措置(府立学校183校、市立幼52園・小中学校440校)
- ・庁舎への来庁自粛の呼びかけ(6/24～28)
- ・職員の休暇勧奨(6/27・28)
- ・ドローンの飛行禁止(咲洲地区・関空は5/29～6/30禁止)

インバウンド関係

〔主な集客施設の状況〕

- ・大阪城天守閣：6/27・28は臨時休館
- ・ユニバーサルスタジオジャパン：通常営業(手荷物検査・ロッカー使用禁止)
- ・海遊館：通常営業(手荷物検査・ロッカー使用禁止)
- ・主要な鉄道駅等のコインロッカー・ゴミ箱：6/24～29の間、使用中止

- ・来日した外国人旅行者が、サミット開催は認知しつつも、近畿の主要駅におけるコインロッカー及びゴミ箱の使用中止を知らずに、大きなスーツケースとともに、駅構内をうろうろ。(新聞記事から)

その他日常生活関係（※目立った苦情や事件等）

〔問合せ対応〕

- ・協議会での問い合わせ対応件数(478件) ※6/24～30

内訳：交通規制325件、警戒警備31件、公共交通機関19件、確認カード43件、代替駐車場23件、その他37件

〔ドローン禁止条例違反容疑〕

- ・計4件6人 ※全て南港

▶6/7 1件2人、6/13 2件2人、6/18 1件2人

（航空法違反：6/22 大阪城公園 1件1人、同日 ミナミ 1件1人）

〔デモ等〕

- ・6月28日午後、港区の公園(咲洲の対岸周辺)で国内外の市民団体や労働組合のメンバーなど約200人がG20開催に反対するデモに参加
- ・6月28日午後、ウイグル族の人権や、香港独立を主張する活動家たちが記者会見を行うとともに、ミナミで香港の学生ら約40人と街頭に立ち、「中国国内での少数民族の人権侵害の現状」を訴えた。

⇒ 大きなトラブルなし**大阪・関西のおもてなし・魅力発信①****協議会主催歓迎レセプション**

1. 開催日：2019年6月27日(木)
2. 場所：リーガロイヤルホテル(大阪) 3階光琳の間
3. 出席者：約350名

○24の国と国際機関の代表等 約180名

(主な参加者)

ベトナム社会主義共和国 グエン・スアン・フック 首相、経済協力開発機構(OECD) アンヘル・グリア 事務総長、国際通貨基金(IMF) クリスティーヌ・ラガルド 専務理事、国際労働機関(ILO) ガイ・ライダー 事務局長、世界保健機関(WHO) テドロス・アダノム 事務局長、世界銀行(WBG) デイビッド・マルパス 総裁、アルゼンチン共和国 アラン・ベロー 駐日アルゼンチン共和国大使、オーストラリア連邦 ブレット・クーパー オーストラリア連邦大使館公使(商務)、カナダ イアン・バーニー 駐日カナダ大使、欧州連合(EU) パトリシア・フロア 駐日欧州連合大使、フランス共和国 ジャン・マチュー・ポネル 在京都フランス共和国総領事館総領事、ドイツ連邦共和国 サビーヌ・ウェイス 保健省政務次官、インド スレーシュ・プラブー G20シェルパ、インドネシア共和国 アリフィン・タスリフ 駐日インドネシア共和国特命全権大使、イタリア共和国 ニコロー・タソニー・エステンズ イタリア共和国大使館公使参事官、メキシコ合衆国 リアン・ベントゥーラ 外務審議官G20シェルパ、大韓民国 ホン・ナムギ 経済副首相兼企画財政相、トルコ共和国 ハサン・ムラット・メルジャン 駐日トルコ共和国大使、英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国) キーア・ストラー 英国大使館二等書記官、アメリカ合衆国 キース・クラック 経済成長・エネルギー・環境担当次官、チリ共和国 ロドリゴ・ジャンエス 外務省国際経済関係総局長兼貿易副大臣、オランダ王国 ヘラルド・テオ・ミヘルス 在大阪オランダ王国総領事館総領事、シンガポール共和国 ビビアン・バラクリシュナン 外務大臣、アジア開発銀行(ADB) 木村知之 戦略政策パートナーシップ局長



※このほか、レセプション開宴中に、シェルパ会合に参加していたシェルパ等が途中飛び入り参加されたが、全ての参加者の把握はできなかった。また、開宴直前は、早期に会場に入場していただくため、随行者の名前をすべて把握できなかったことから、出席者は概数となった。国・機関単位で資料の確認できない場合は計上していない。

○国内参加者 約170名

(主な参加者)

河野太郎 外務大臣、石毛博行 日本国際博覧会協会事務総長、吉村洋文 2019年G20大阪サミット関西推進協力協議会会長(大阪府知事)、松井一郎 同会長代行(大阪市長)、松本正義 同副会長(公益社団法人関西経済連合会会長)、尾崎 裕 同副会長(大阪商工会議所会頭)、池田博之 同副会長(一般社団法人関西経済同友会代表幹事)、深野弘行 同副会長(一般社団法人関西経済同友会代表幹事)

他 経済界67名、大阪府関係国会議員25名、協議会構成団体関係者22名、大阪府会議員・市会議員代表21名、政府関係者16名 等

4. 概要：

①主催者・吉村会長あいさつ

オープニングアトラクション：LEDフラッグを使ったダンス+万博の映像等

②河野外務大臣あいさつ

③記念写真 上記の国、機関トップをはじめ、各国代表+協議会役員

④松本副会長乾杯(K.S.合名山北畑セラウェアスパークリング2015)

⑤アトラクション1 大阪・関西の先端技術の紹介

・パワーアシストスーツ(和歌山)、マイクロ波化学(大阪)、
デリソフトナー(大阪)など

⑥アトラクション2 ロボットアームとのコラボダンス+今宮高校のダンス

⑦中締め 松井会長代行による大阪締め



大阪・関西の魅力発信スペース

1. 展示期間：2019年6月27日～30日

2. 場所：インテックス大阪3号館

3. 展示内容：

大阪・関西が持つ「伝統工芸」「食」「産業技術」「歴史文化」や2025万博などの多彩な魅力を、「過去」「現在」「未来」の3つの区分で展示
おもてなしの視点で、体験型ブースを中心に「伝統文化」「食」「産業技術」などをテーマに構成



関西広域連合からは「ワールドマスタースゲーム2021関西」の広報や「海洋プラスチックごみ」への取り組みを実施



4. 来場者：延べ6,659人のメディア関係者等が来場し、大阪・関西の魅力発信に貢献。

日時	6/27	6/28	6/29	6/30	計
延べ人数	2,025	2,418	1,921	295	6,659

5. 政府関係者等視察：河野外務大臣、石田総務大臣、バッハIOC会長など

大阪・関西のおもてなし・魅力発信②

配偶者プログラム

1. 日時：2019年6月28日～29日
2. 場所：ザ・ガーデンオリエンタル・大阪、
東福寺、大阪府庁本館（府議会議場、正庁の間）
3. 概要：20の国・国際機関の首脳配偶者が参加、京都・東福寺や大阪府庁において、文化行事やシンポジウム、昼食会を開催



大阪・関西の食材等の提供

- 協議会主催のレセプション、総理主催のワーキングランチ、夕食会等で大阪・関西の食材をふんだんに活用
- インテックス大阪3号館のライブキッチンやプレスダイニング、大阪・関西魅力発信スペースの小料理屋でも多数の大阪・関西の食を提供

※詳細については、
「G20大阪サミットにおいて活用された地元産品等の状況
について」を参照

〔前日レセプション〕

食材：大阪府産スズキ、泉州水茄子、大阪ウメビーフ、日吉豚、
明石だこ、三輪そうめん 等

飲料：「K.S.合名山北畑デラウェアスパークリング2015」、「飛鳥の秀逸畑から 完熟のシャルドネ」、「松の司」、「神楽」、「菊正宗焼稀」、「つげのひむろ」、「黒牛」、「櫻」等

* 日本酒の飲み比べブースを設置し、大阪府から14銘柄、関西広域連合構成府県から12銘柄、計26銘柄の日本酒を提供。



【総理夕食会・カクテルパーティ】

食材：河内鴨、なにわ黒牛、金太郎鰯、八尾枝豆、但馬牛、賀茂茄子、葛粉 など

飲料：「秋鹿 純米大吟醸 一貫造り」、「KOBE WINE Benediction2016」、「抹茶 青雲」 など

【ワーキングランチ】

食材：魚庭あこう(主菜)、デラウェア(デザート) など

飲料：「宮ノ下スパークリング2014」、「ノセミネラルソーダ」、「手焙り京番茶」 など

【魅力発信スペース小料理屋】

食材：筍すし、八尾枝豆、泉州水茄子のマリネ、デラウェアの果肉とジュレ、真昆布

飲料：「特選利休の詩(煎茶)」、「浅火ほうじ茶 火男(ひょっとこ)」、「ノセナチュラルウォーター/箕面柚子サイダー」、「瓶ラムネ」 など

大阪・関西のおもてなし・魅力発信③

各国・機関の首脳及び配偶者への贈呈品

1. 対象：各国・機関の首脳及び配偶者

2. 内容：＜国贈呈品＞

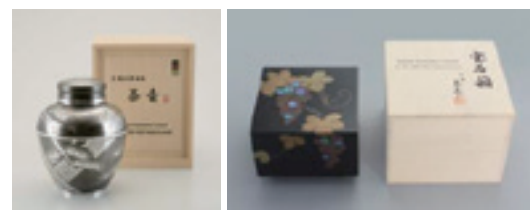
首 脳：天満切子ペアロックグラス(大阪)、
輪島塗 ボールペン「雅風」(大阪)

配偶者：茶器・茶道具一式(京都)

＜地元協議会贈呈品＞

首 脳：大阪浪華錫器 茶壺 イブシ(大阪)

配偶者：京漆器 ぶどう蒔絵 宝石箱(京都)



プレスキット

1. 配付枚数：3,000セット

2. 配付場所：インテックス大阪6号館3F国際メディアセンター入口

3. 内容：ノート、泉州タオル、コースター及びチャーム、マグカップ、絵葉書、2025年大阪・関西万博パンフレット、地元産品と観光資源推薦リスト(CD-ROM)など

※品物・資料は、企業・団体等からの協賛による

(参考：国プレスキット)

サミットバッグ(帆布製)、ステンレスボトル、クリアファイル、てぬぐい、あぶらとり紙など



プレスツアー

産業面の強みをはじめ、大阪・関西のもつ様々な魅力をPRするため、在東京や海外の外国メディア関係者を対象としたツアーを開催

(計7回 のべ53人参加)

<協議会主催> 3回 のべ30人参加 (第1回 7カ国13人、第2回 5カ国9人、第3回 6カ国8人)

<国・大阪観光局・関西観光本部主催> 4回 のべ23人参加



子ども・若者たちの参加

学生通訳ボランティアの活動

○府内等の14の大学より、学生通訳ボランティア36人(実績)が魅力発信スペースの各ブースに立ち、通訳サポートとして活動

- ・「専門用語が多く通訳に苦労した」などの振り返りもあるが、若者たちがG20大阪サミットを通じて貴重な経験を積んだ。
- ・4日間の延べ海外対応人数：845人(27～30日の累計)

○協議会主催歓迎レセプションでの活躍

- ・レセプション会場での通訳サポートとして、海外招待客と国内招待客の交流を促進
- ・各国のVIP(副大臣や大使夫人等)と会話する機会を得た。



配偶者プログラムでのシンポジウム参加

○阪南市小学生9人、和歌山市小学生3人、尼崎市中学生3人、関大北陽高校生3人、関大生7人による「海の環境改善」の発表

- ・阪南市立西鳥取小 … アマモについての啓発、節水
- ・阪南市立舞小 … ゴミの分別
- ・阪南市立下荘小及び関大北陽高 … 海岸でのゴミ拾い
- ・和歌山市立和歌浦小学校…干潟の環境改善
- ・尼崎市立成良中学校…循環型社会の構築



その他：次世代の子ども達への理解促進

◆子ども新聞・DVDの制作・配布

- ・府内の小・中・支援学校の児童・生徒に配付〔約74万部・約1,600校〕
- ・連動したDVDを府内の小・中・高等学校・支援学校に配付〔約1,800校〕



◆サミット講座(大阪市・外務省共催事業)

- ・サミットの開催に関する地元住民に対する理解促進の一環で、2018年12月～2019年5月まで、住之江区内の小学校及び中学校(14校)で実施



◆クリーンアップ作戦/キックオフイベント

- ・地元小学生約150名が参加し、ウェルカムボードを作成
⇒大阪市立南港桜小学校、大阪市立南港光小学校の6年生代表

